

- 議長 おはようございます。
本日をもって招集されました平成27年第4回南幌町議会定例会を開会いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。
指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名いたします。
10番 熊木 恵子議員、2番 川幡 宗宏議員。以上、御兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。
先に議会運営委員会委員長から本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許します。議会運営委員会委員長 熊木 恵子議員、報告願います。10番 熊木 恵子議員。
- 熊木議員 平成27年第4回議会定例会の運営について、去る12月3日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催しました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として各委員会所管事務調査1件、町からは選挙、功労表彰、人事案件についてそれぞれ1件、条例関係8件、平成27年度会計補正予算6件、一般議案2件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日12月10日から12月14日までの5日間とすることで意見の一致を見ております。最後に、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします。
- 議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は12月10日から12月14日までの5日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。
(なしの声)
御異議なしと認めます。よって本定例会は12月10日から12月14日までの5日間と決定いたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。
・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。これもちまして報告済みといたします。
・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成27年8月分、9月分及び10月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。これもちまして報告済みといたします。
・3番目 定例監査結果報告をいたします。局長をして朗読いたさせます。

局 長 (朗読する。)
 議 長 監査委員から補足説明があれば賜ります。
 (ありませんの声)
 以上で、定例監査結果報告につきましては、報告済みといたします。
 ・4番目 財政的援助団体等監査結果報告をいたします。
 局長をして朗読いたさせます。

局 長 (朗読する。)
 議 長 監査委員から補足説明があれば賜ります。
 (ありませんの声)
 以上で、財政的援助団体等監査結果報告につきましては報告済みと
 いたします。
 ・5番目 町長一般行政報告をいたします。町長。
 本議会定例会に当たり1件の行政報告を行います。
 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金事業について御報告
 します。このたびの給付金事業につきましては、昨年に引き続き、消
 費税引き上げに伴い、非課税世帯や子育て世帯への影響緩和を目的に
 国が措置し、各自治体が支給事務を行うものです。申請に当たり個別
 通知及び町広報やホームページ、さらには未申請者に対する電話勧奨
 など行い周知徹底を図ってきたところです。臨時福祉給付金について
 は、8月17日より申請受付を開始し、11月17日をもって終了し
 たところ申請率が91.3%で、1,432人に対し859万2,0
 00円となり、最終支払いは12月15日の予定です。子育て世帯臨
 時特例給付金については、児童手当現況届出と同時期の6月1日より
 申請受付を開始し、9月1日をもって終了したところ申請率が99.
 7%で、445世帯に対し220万2,000円となり、10月9日
 に支払いを行い、事業が終了いたしました。以上です。

議 長 以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。
 ●日程4 一般質問を行います。
 本定例会の一般質問通告者は5名でございます。一般質問につつま
 しては通告順に行います。
 9番 石川 康弘議員。

石川議員 私は町長に1問御質問させていただきます。集客できる町にするた
 めに。本町は道路整備が進み、ここ数年で国道337号を初めきらら
 街道などの交通量が大幅に増加しましたが、人の行き来がふえたこと
 で一部の商店ではお客がふえていたりしています。もっとこの人の流
 れをプラス材料として呼び込めないかと思うのは私だけではないと思
 います。近い将来には国道337号の道央圏連絡道路も全線開通し、
 さらに交通量も増すでしょうが、ただ通過させているだけでよいので
 しょうか。
 ほかの町では道の駅を整備し、特産品を販売したり情報発信を行い、
 町を売り込んでいます。また、それをきっかけに移り住む人もいます。
 そのような施策を本町も行えないものでしょうか。町長は「道の駅に
 代わる『ふるさと物産館ビューロー』を『まちの駅』として、その機
 能を果たしていく」としていますが、果たしてどれだけ利用されてい

議 町
長 長

るでしょうか。どれだけ集客を呼びかけ、どれだけの情報を発信しているでしょうか。そこに行けば何かがある。南幌オリジナルの農産物や特産品であれ、南幌名物料理を販売するなどの工夫があってもいいのではないのでしょうか。

また、町が今、力を入れている「移住促進」や「子育て支援事業」などの政策をわかりやすく表示するなど、そこに行けば町の取り組みがわかるような場所をつくる。さらに、タウン情報誌に掲載するなど積極的に全道・全国に情報発信する動きがあってもいいのではないかと思います。町民はそんな政策を待ち望んでいるのです。

「なんと！なんぼろ」のキャッチコピーを掲げたのですから、大いに町の宣伝をし、足をとめたくなる事業展開をすべきではないでしょうか。それにより、気にかけてくれたり立ち寄ってくれる人がふえ、行く末は移り住む人へと変わっていくのではないかと思います。

「地域の時代」だとか「地方創生」などどうたいながら、政府は地域の力量を試す時代にあって、本町も大胆な施策を講じるべきではないかと思います。いかがお考えか伺います。

さらに、道央圏連絡道が開通すれば人の流れは大きく変わるでしょうから、今から道の駅設置を視野に入れた用地確保が必要かと考えますが、道の駅設置をどう考えているのか伺います。

町長。

集客できる町にするために、の御質問にお答えします。ふるさと物産館ビューローは、現在、バス待合所を初め、町観光協会特販所での特産品などの販売や南幌産食材を使用した軽食メニューの提供、また、情報コーナーでは町内外のイベント案内や求人情報などを発信しており、観光・物産等の情報提供の場としての機能は果たしているものと認識しております。

しかしながら、特産品等の販売実績や軽食コーナーの利用者数から決して多くの方に利用されている状況にはないため、これからも町観光協会とも相談しながら、特産品などの販売、PR方法、情報の発信方法などの改善に取り組み、ビューローがまちの駅としての役割を果たせるよう機能の充実に努めていきます。

また、町の宣伝や情報発信の一つとして本年度より知名度高揚対策事業を推進しています。本年度は「なんと！なんぼろ」のキャッチコピーやロゴマークの製作を初め、特に若者や主婦層に好感を持っていただくため期間限定のアイドルグループを結成するなど、各種イベントや地下鉄広告などで情報発信を行っておりますが、来年度は町の施策や取り組みについて道内外に向けて広く発信し、町のPRを一層強化したいと考えています。

なお、移住・定住や企業誘致の推進、観光振興などの施策においてもそれぞれさまざまな媒体や機会を活用するとともに町内の主要施設などにも掲示してまいります。

以上の点も踏まえて、道の駅の設置については、現段階では、その計画はありませんが、農産物直売所については、将来的な交通量の見込みや長沼・南幌道路の進捗状況を見ながら判断してまいります。

議 長
石川議員
(再質問)

9番 石川 康弘議員。

今、町長から御答弁いただきました。私は大ざっぱに3点ほどの質問をさせていただいたところでございますけども、まず1つ目、ビューローが十分生かされていないのではないかという質問に関しまして、町長としては、それなりに果たしてはいるけども、という話でしたが、まちの駅としての機能として役割を果たせるようにということでございました。道の駅はそれなりに条件もあるでしょうけども、まちの駅としてならというふうなことなんでしょうが、私も実際、まちの駅とはどんなものかということで調べに回ったことがございました。たまたま近くにあります栗山町に栗夢プラザというのがありまして、あそこはまちの駅として登録しております。まちの駅というのは、まちの駅連絡協議会という組織がありまして、それに加盟して統一したシンボルマークを使用し、誰でも無料で休憩できるようなそういう施設として設置されています。そこには町の案内人を置いたり、出会いと交流のサポートをするといったことを一つの目的としています。ここの運営は駅前通りの商店街組合が指定管理者としてやっているんですけども、私も行ってみましたが、実際にお土産物を初め、コーヒーを飲むだとか、また、プレミアム商品券を販売するなど、それによって絶えず人が出入りしている所がありました。また、実際にいろいろ、そばのバザーだとかいろいろなイベントを開きながら、そこで運営しているということでありました。本当にビューローが町長としてまちの駅と言うならば、そういった集客するような事業を展開するべきではないのかなというふうに思います。町長、実際、そうやって販売しているんだと言うけども、私が行ってもなかなかそういった人が来ているふうには見えませんし、本当にバスターミナルとしての機能は果たしているんでしょうけども、あまりにもバスターミナルとしては立派すぎて本当にもったいないんじゃないかなと思うんですよね。もっとそういった機能というか、まちの駅としてならばそれなりに人を集めるような事業展開をしてほしいなと思うところです。ただ、まちの駅として言いますけども、まちの駅の場合は24時間トイレという規定はないんですけども、ただ、本当に呼び込むならばもっと、例えば8号道路だとか15線道路の近い所に看板を立てて、こちらから入ったらまちの駅がありますよだとか、そういった呼びかけも必要でしょうし、ましてや、今の施設の中で置いてあるものが本当にみんなの興味をそそるようなものであればいいんですけども、もっともっと本町の、例えば姉妹町の多良木町の焼酎などの特産品だとか町民作製の手芸品、絵画とか陶芸品、また、養護施設などの作品、そういったものもよそへ行けば結構地元の作品として出されているわけですから、ユニークな物を販売することもあっていいかと思います。また、そういった作っている人たちもそういった所で発表したり、少しでもみんなに喜んで使ってもらえるような機会の場としてもそういった施設があってもいいんじゃないかなと。また、実際にそうやってやっている所もあるだけに、うちの町としてもしてほしいなというふうに思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

特産品という形でちょっと見ましたところ、実際に新しい特産品を生み出すということでは、姉妹町の多良木町が平成22年から賞金を掲げ、町民に地元の特産品を使った商品、食べ物や何かを開発する、そういった機会を設けて、また品評会を行って、良ければそれを売り出すという特産品開発事業というのを行っています。うちの町もかつて何かやっていた記憶もあるんですけども、そういったことをやはりまたやるべきじゃないかなと。そういったことでうちの町の個性だとか良さというのをも全面的に売り出すことも必要じゃないかなという感じがいたします。

いずれにしても、ビューローというのをただのバス待合所にするんじゃないで、もっともっと集客する施設として、まあ、人がいっぱい通ると言えますけども、トラックだけじゃなくいろいろなドライブがてらだとか、とにかく通過する人の目を引くような、そういった方々に休息の場として提供するような工夫というのがあっていいと思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

それから、2つ目の話ですけども、「なんと！なんぼろ」のキャッチコピーという話ですが、イメージアップ作戦としてやったことに対してはとても評価はしております。町民からも結構話題に上ったりだとか関心も高いなという感じがいたしますけども、何かそのキャッチコピーも南幌の宣伝につきましても印刷物だとかネットだとかそういった関係から発信するというふうにも聞いていますけども、さっき言いましたように、こうやって人通りも多いわけですから、そういった方々にも目にとまるようなそういうPRも必要じゃないかなというふうに思います。例えば、「なんと！なんぼろ」と書いたあのポスターをでっかい看板にして、どんと国道沿いや何かに掲げることによって、「お、南幌はちょっと変わったな」という、おやっと思わせるような、そういったことの宣伝もあっていいかなというふうに思いますし、やっぱりイメージチェンジにつながることを継続してやる必要があるかなと思います。

また、スペシャリティーガールズということでアイドルグループを見ましたけども、さっきもおっしゃっていましたが、今年度いっぱいというふうなお話もしていました。結構、町民からも、すごくフレッシュで躍動感のある人たちを南幌のイメージとして出すならば、これをもうちょっと継続してやるべきじゃないかという話を聞くんですけども、来年に向けてどういうふうな形で進めていくのか具体的に聞きたいと思いますし、このアイドルグループを継続するということはできないのでしょうか。それと、どれだけの効果を求めて、その事業を展開しているのか。ただ「今年はこれだけだよ、来年はこれだけだよ」なんていうそんなことで、本当にそれが達成できなかった場合にはどこまでを求めてやっていこうとしているのか、そのあたりをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

それと、最後に道の駅という感じでですけども、以前も私、一般質問で5年前に聞きました時に、ビューローを道の駅にしたらというふうな話をしました。ただ、町長はその時、あそこの施設自体が国の補

助金の関係でまだあと2年ほどかかるという話、それとまた、ちょうど自立緊急実行プランの最中だっただけに財政的にもなかなかそういうお金のかかる事業はできないという話はされていましたが、でもやはりころ合いを見たら、それなりにあれから5年も経っているわけですし、状況も変わった中でビューローを道の駅というふうな捉え方、やはりこれからしてほしいなという感じもしますが、町長も先ほどおっしゃっていましたが、新しい長沼南幌道路が完成した段階で、というか、それを視野に入れながら農産物直売所をつくるという話をされてきました。直売所と道の駅とは根本的に違うと思うんですけども、まだ先の話になりますからそれはなかなか言えませんが、でも、町長自身の考えとして道の駅をつくる考えはあるのか。まあ、計画はないとは言いますが、やはり将来的にそういったものを視野に入れた中で進める必要があるかなと思います。いかがお考えなのか、そのあたりお伺いいたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

石川議員の再質問にお答えをいたします。それぞれの考え方やいろいろな見方があるかと思いますが、うちのビューローが今、まちの駅というようなことで私は言わせていただいている、当然、バス民間会社が全部来ていただいて、あそこを通っていただいているわけです。したがって、いろんな形の中で利活用していただいているというのも事実であります。ただ、2階、3階、前から課題がこれはございます。それらもどうするかということも含めて、いろんな地域の方々にもお願いをしたりしておりますけども、なかなかその辺が難しい分野ではないかなというふうに思っています。ただ、今、いろんな取り組みをさせていただいている中で、そういうヒント、あるいは、これからどうあるべきかということが少しずついろんな方からの御意見もいただきながらいるものですから、それらをよく見きわめながら活用していきたいというふうに思っています。

それから、石川議員はあまり承知ではないんだなというふうに思いましたが、あそこでいろんな展示について町内の団体の方々にやっていただいておりますので。それは利用する方々からいろいろ言われておりますので。私どもは大いに発表の場として活用していただくのは構わないので、利活用していただいていると。ただ、いつもやっているということではないので、その辺がなかなか見えないんだろうなというふうに思いますが、町内の団体の方々が利活用できるようにできるだけ情報発信はしていきたいものというふうに思っているところです。したがって、我が町の核でありますし、最近特に展望台、一番上まで上っていただいて見ていただいたり、いろんな方がふえているというのは私は電気もついたりいろいろなことがありまして、今、いろんな興味を持っていただいている部分があるのかなと言いつつ、今、石川議員から言われた、もっと販売物だとか、それから、軽食の部分だとかというのは改善する余地は多分あるんだろうというふうに思いますし、ただ、行政が特販あるいは新しいものを開発するというのは、これはなかなか難しい。そういう団体が積極的に行動に出ている

ただけなければ、その支援はできますけども、町で開発するというのはなかなか至難のわざかなというふうに思いますが、できるだけ幅広いいろんな団体がいろんな取り組みをしていただいて、活用していただいて、できるまちの駅としてやっていきたいなというふうに思っています。

また、ことしからキャッチコピーも含めて期間限定でアイドルの方々のお世話になって、ようやく南幌町の知名度も少しずつ上がってきていると思います。この間、札幌に行ってもいろいろお話をいただきましたし、そういう意味では貴重なことをやってきたので、短時間で終わらすのがどうかと。まあ、これはいろいろ検討していかなければなりません。もう少し分析をしながら、せつかく広まったものをしぼませるといふのもどうかと私自身も思っていますから、どういう形で継続できるのが一番いいのかと、またこれからの検討課題でありますけれども、いろんなことは皆さんから言われておりますので、それらを含めて、まだまだ知名度が上がっていないぞと、そんな御意見もごございますので、それらを含めて再度検討してまいりたいなというふうに思っております。

それから、道の駅の課題でありますけれども、道央圏連絡道路、まだ用地の確定がされておられません。今、中樹林道路はある程度形が見えてきましたけれども、15線はインターで上を通るわけでありまして。側道がついて、下りる、上るといふ道路が15線の両側につくと思えます。それから、14線、きらら街道についてはボックスできらら街道、15線が下に通ると。そういういろんな要素が、まあ、長沼南幌道路も18線で下を通れるようにしていただくというようお願いもしていますから。道路がなかなか確定しない間に用地がどうなるのか。わざわざ下りて遠い所に道の駅をつくってもしょうがないでしょう。私はそんなふうに思っています。ある程度やるにしてもかなりの面積が、駐車場も含めて、要るものですから、私は農産物直売所ぐらいのほうがいいのかないかというふうには思っています。というのは、先ほど石川議員も言った、我が町に1年通して直売できるものがなかなかないですよ。数が少ないんです。今すぐ食べられたり、すぐ調理できるという、シーズン通してできる品目がほとんどない。そんなところで道の駅の大きな形をつくって本当にいいのかどうか。今、どこの町でも道の駅でそういうプランを立てながら、すばらしい施設をつくっている町もあります。そんな所に私どもがまた新規で参入するわけですから、相当、腰を入れて考えてやっていかなければ、同じものが後からできて本当に皆さんに寄っていただけるかどうか。そういうのもやっぱり調査をしなければなりませんし、近隣より見劣りするようなものを当然建てれば集客など望めない、新しく参入して、なかなか私は望めないんだろうなど。そうすると、今、石川議員が言ったように、表現がありましたように、やっぱり目立つようなことをやるとなったらそれなりのことをやっていかなければならない。そうしたら、うちにシーズンを通してそういうのが今あるかどうか。それはなかなかまだあり得ないわけでありまして。まだまだ時間もありませんし、

そういう意味で道央圏連絡道路の活用を含めて検討はしていきたいのですが、なかなか道の駅というのは厳しいのかなというふうに思っております。以上です。

議長
石川議員
(再々質問)

9番 石川 康弘議員。

またお答えいただきました。まず1つ目、まちの駅の考え方ですけども、見きわめながらというようなお話をされていまして。私の今の意見もぜひ取り入れながら考えていただきたいと思いますけども、とにかくやっぱり人を寄せるということが一番大事だと思うんですよ。いろいろ展示をやるだとか何とかいろいろな工夫もされているんですけども、やはり呼びかける方法があまりにも地味すぎるというか事務的なのではないかなという感じがするんです。例えば、看板を立てるだとかもうちょっと今まで以上に、今までの感覚を脱するようなそういった手法というのは、これはできないものでしょうか。せっかく展示し、みんなに見てもらおうというふうな場をつくっても、来てもらわなかったら全然意味がないわけです。それと町内だけじゃなくて、ああいった所を町外の人たちにも来てもらおうというそういう施設にするためにも、そういうやり方があるんじゃないかなと思うんです。看板と私は言いましたけども、ほかにもまだいろいろあるかもしれません。とにかく、そういった形での周知の仕方をこれからもちょっとさらに見きわめながらやるというならば、そういう方法も十分検討していただきたいと思いますけども、いかがなものでしょうか。

それと、特産品を開発するのに町としてやるには、というお話をされていきましたが、これ、さっきも言いましたように多良木町もやっているんですよ。町としてそういったものを、賞金をつくりながらでもやって、そういったものは良いというふうな形で、品評会とかいろんな形の審査を受けながら、良いとなれば町内にもいろいろ料理屋さんもあるわけですから、そういったところで具体的に製品化するということもできるでしょうし、また、いろいろ町の関連している会社や何かにもお願いして商品化するとかという、そういったこともやはり町がその橋渡し役としてやることも大切じゃないかなというふうに思うんですけども、そのあたりまでは考えることはできないでしょうか。単なる検討するというか、難しいという表現だけでそれ以上前に進まないのか、どうしても現実にあるだけに私としてはすごくジレンマを感じる場所なんです。

それと、アイドルに関しての話ですけども、町長もおっしゃったとおり、結構、反響があるというふうなことでありますけども、ある程度の目標を持ちながら、メンバーを変えてでもああいったインパクトのあることを続けていくことが大事でしょうし、やっぱり発信力の少なさというのがどうしても目につくだけに。まあ、都会ならば幾らでもやはりそういうアイデアを持っている頭脳集団もいるんでしょうけども、やはり田舎なところからちょっとハンデもあるかもしれませんが、それでもまだまだうちの町は先進的にやっているほうかもしれません。でも、それだけではやはり今こういうふうな競争が厳しい中で社会ですから、やはりもっともっと力を入れてやっていただきたい

と思いますけども、最終的にやはり実績としてどこまでを見るのか。今、例えば、人口増、移住促進に対してある程度、彼女たちとか、そういったキャッチフレーズの中でどこまでの効果を求めるのかというのも一つの目安として考えておられるならばお聞きいたしたいと思います。

それと、最後に道の駅に関してですけども、町長、農産物販売所ならと言うけども、でも、本当に、まあ、5年前にも聞いたことがあったんですけども、そういう道の駅イコール農産物販売所というイメージからしてもちょっと違っているんじゃないかと思うんです。確かにそういった所は多いですけども、農産物に限らず、さっき言いましたいろんな特産品だとか情報としていろいろ出したりなんかしている所が道の駅であります。それに特産品に特化したとかそういった所があるだけであって、町長、その農産物直売所ならば年中通して出せるものが本当にうちの町にありますかといったら、ありません。だから、道の駅という形ならば、その季節に応じて旬の野菜があり、ただ、旬なものがなければ、それは並べることができないわけですから、そういった面では特産品という形での売り込みの仕方をしていけば道の駅としての役割も十分果たせられると思います。ですから、私は、農産物直売所じゃなくて本来の道の駅としての機能を生かせるような施設であるべきだと思いますけども、そのあたりどうなのかというふうに思います。

最後にちょっと言い足りないこととして今思い出しましたけども、とにかく私はビューローをやはり道の駅として進めることが一番、そんなに経費もかかるものじゃない、まあ、それなりの経費もかかるでしょうけども、新しく建物を建てるよりも今の現有の施設を利用しながら、そしてあわせてあそこに人が来ることによって、町民だけでなく町外の人たちが来ることによって、商工会にも商店街のほうにもやはり影響があり、そして、商店街の救済と言ったら失礼ですけども、衰退を防ぐような形にもなるのかなというふうに思います。ですから、そういったものを兼ね合わせて町長はどういうふうに思っておられるのか、再度、お伺いいたします。

議長
町長
(再々答弁)

町長。

石川議員の再々質問にお答えをいたします。ちょっと私の理解がちょっと足りないのかもしれませんが。石川議員は高規格道路に道の駅をつくれと言いながら、こっちをまた道の駅にすれと、どっちに主流を置いているかちょっとわからなかったんですが。今の再々質問の中で。こっちをやれ、あっちも道の駅にすれと言ったら2つもつくれということなのかなと。その辺がちょっと私はわかりませんでしたけど、どちらにしても、うちの道の駅の考え方としては、ここはまちの駅ということで。そして、私が言ったのは直売所を中心につくって行って、季節限定でうちの町のカラーから行くと特産品がそんなにあるわけでもない。それと、運営していくためにはやっぱり年中通して、どうやってあそこに集客していくかというのは、なかなか今の中では私は厳しいのかなというふうに思っていますから、そういうものから手

がけていくのがベストではないかなということ考えているところ
あります。どちらしても、特産品にしる何にしる、知名度がまだまだ
足りないというのは当然であります。私が言った特産品開発というの
は当然、町もいろいろやっているわけでありますから、それ以外に以
前からもずっとやっていたんですが、だんだん尻切れトンボみたいにな
って、町がいろいろ発信してやっていただいたものについては、ほ
とんど商工会の加盟店ではだんだんそのメニューがなくなったり、い
ろんなことをしておりますので。あるいは新たな特産品開発、これは
また町外も含めていろんなことを今考えているんですけども、それが
現実にしてどうなるかというのはまだまだ見極められない状況の中
で。これは開発をしていくというのは行政もやっていく。それに賛同
しているろんな方に協力いただかないと広まっていきませんので、それ
らを含めて考えていかなければならないなというふうに思っています
から。どちらにしても337号の高規格道路ができる、おおよそ設計
が出て、こういう形になるよといった時に用地がうまく確保できるか
どうか、それによって、どういう形が一番望ましいのかというのは当
然皆さん方とも相談しながらやっていきませんとだめだと思っていま
す。ただ、今、何もやらなくて、雲の上みたい、なんぼやります、こ
れやりますと言ったって、そういうところがまだまだ確保できるかど
うか、私もこの間から歩いて見ているんですが、15線沿線にはかな
り厳しい。そういう用地というのは相当、移転補償とかそういうお金
をかければ確保できるでしょうけども、現状の中の土地の中で行きま
すと非常に厳しい状況にあるなど。迂回道路も1キロぐらいもつくっ
てそんな道の駅をつくるというわけにもいかないというふうに私は思
っています。だから、直売所程度の部分ならあの周辺には確保できる
可能性が高いなというだけでありまして、まだまだこれは検討してい
かなければ。今からこうやりますとか、ああやりますということでは
なくて、やっぱり状況を見ながら判断していかなければ、同じお金
をかけるのでもやっぱり効果的なものにしていかなければなりません
ので、そのことを含めて、言われた部分、十分感じている部分もあり
ますので、ことしだけに限ってアイドルを含めて終わるというのでは
なくて、やはり次年度以降に向けても発信できるようにいろんな形の中
で考えていきたいなと、そんなふうに思っています。

議 長

以上で石川 康弘議員の一般質問を終わります。

佐藤議員

次に7番 佐藤 妙子議員。

本日は1本の質問をさせていただきます。本町での婚活、結婚、出
産、支援事業の取り組みは。日本創成会議での試算発表によると、将
来推計人口は2040年には2010年と比較して著しく減少し、2
0歳から39歳までの女性は都市部に集まり、人口1万人を切る自治
体は消滅する可能性が高いという報道がありました。

現在、本町の婚姻率は2.8と全道平均の5.1を大きく下回って
います。人口対策の最大の課題は子育てですが、最初はまず出会いか
ら結婚してこの地に住んでいただくことが大切だと思います。

本町では農業後継者の婚活事業は行っていますが、農業者のみなら

ず商工業、会社員の独身者で結婚を希望される方は増えています。また、町外に結婚適齢期の子供が住んでいて結婚してほしいと願っている親たちもいらっしゃいます。そこで2点伺います。

1 職種を問わず、本町で男女の出会いの場所を提供し、本町の魅力や地域の活力を最大限に活用した婚活支援事業を展開する考えはないか。

2 結婚や出産は人生の節目であり、記憶にとどめたい1コマです。お一人お一人に人生の門出を町として真心を込め祝うことは、町長が打ち出すふるさとづくりにつながると思います。この町で結婚した方や出産された方へ南幌町に特化した記念の品を贈る考えはないか伺います。

議 長
町 長

町長。

本町での婚活、結婚、出産、支援事業の取り組みは、の御質問にお答えします。1点目の御質問ですが、本町では平成24年度より担い手育成対策の一環として婚活事業である、なんぼろ農婚塾を実施し、参加される札幌市近郊の独身女性に農業体験などを通じて本町の魅力を感じてもらっているところですが、その目的としては、「独身農業者の生涯パートナー確保を通じて、本町農業の担い手の育成を図ること」としていることから、現状では職種を問わずに男女の出会いの場所を提供するような婚活事業を実施する考えはありませんが、商工業については、農業同様に後継者対策を検討する必要性もあると考えますので、今後、商工会と対応を協議していきたいと考えています。

なお、北海道では少子化対策の一環として独身男女の出会いと結婚を支援する組織を立ち上げ、すでに各振興局管内で取り組みが進められているところですが、空知総合振興局では24市町並びに関係団体による結婚支援協議会が設立され、来年2月には岩見沢市で100人規模の婚活イベント「そらちde逢いまつり」の開催も予定されていることから、本町としても広報、ホームページで広く町民に周知し参加を呼びかけたいと考えています。

2点目の御質問ですが、本町におきましては結婚された方には結婚記念のフラワーアレンジメントの贈呈、また、新築された方には新築記念樹として、町花ツツジの苗木若しくは町木オンコの苗木のいずれかを平成16年度末まで贈呈しておりました。しかし、その後の各種事業等の見直しにより廃止をした経緯があります。そのようなことから、新たに記念品等の贈呈は考えておりません。

議 長
佐藤議員
(再質問)

7番 佐藤 妙子議員。

再質問させていただきます。大変厳しい御答弁で少々戸惑っているんですけども、本当に近年の未婚化、晩婚化で本当に少子化というのは加速しているんですね。ですけども、独身者の男性の86.3%、独身女性の89.4%が結婚を希望しています。なぜ結婚しないかと言いますと、かつては会社の上司、また、地域のお世話役のおばさんとかそういう周りの人がいろいろ縁談話を持ってきてくれて結婚にこぎつけたということもあるんでしょうけれども、今、本当に個人情報の問題、また個人の権利を尊重するという、そういうことから本当に

自分で探さなくてはいけない、そういう時代になったということですね。また、働く労働時間が多様化しておりますし、また、地域とのつながりもだんだん薄くなったと。そういうことも原因であると考えております。本町でも工業団地の中で働いている方にお聞きしたんですけども、若い人とめぐり会う機会が今なかなかないんだということで、町でそういう形でやってくればとてもありがたいというお声を聞きました。また、街コンという形で商店街、また、いろんなお店屋さんとかも含めて、町を盛り上げるような、そういう街コンをしてくれたらこの南幌町も盛り上がるのに、そういうふうな形になれば私たちも応援するよという若い女性もいらっしゃいました。また、町内の中では、農業者の後継者だけではなく、サラリーマンであっても、町外に行って働いていてもなかなか結婚相手が見つからない、この町でそういう形で婚活事業をやってくると、娘、息子にも言って結婚してもらえる可能性もあるのにといい声もありました。そういう中で本当に今いただいた、南幌町で本当にこのままでいきますと、2040年に若年女性人口の変化率がマイナス84.6%、北海道でもワースト上位に入ると推定されています。それは重々町長も御存じだと思うんですけども、このような数字が出ていて、本当に必要と思わないのかどうか。先日、政務活動に行っていました。3カ所回ってきたんですけども、どこの町も真剣にこの婚活に取り組んでおりました。そういうことからすると、本当に行政が支援をして見守ってくれる姿が町民の安心にもつながって、さらに結婚の意識も少子化への意識も変わると思っています。本町はこのようなことができないという意味合いをもう一度町長からお聞きしたいと思っています。

それと、もう1点です。2番目の回答をいただいたんですけども、以前はいろんな形でやってきたと。それで、各種事業の見直しにより廃止した経緯がありますということなんですけれども、本当に今まで結婚とか子供の誕生というのは地域の喜び事として地域の人達が祝って、それで地域のつながりがつながって、また深まっていったと思います。本当に最近ではそういうつながりが薄くなってきたように思いますけれども、ぜひ、そういうところから、贈呈は考えておりませんというそういう御回答だったんですけども、ぜひ、考え直していただきたいなと思っています。本当に私が思っているのは、結婚して、この町に届けを出された方に南幌のオリジナルの結婚書、この町で結婚してくれましたよという、手づくりでもどういう形でもいいんですけども、思いのいったそういう証書を町長のおめでとうという言葉と一緒に出すことによって、本当に南幌町ってこういう温かい町なんだなと来られた方が思うと思うんですよ。町内に住む、町内に住んでくれる新婚家庭の方に町内のお食事券とか、また、特産品の詰め合わせとか、また、出産された方にはまたそれも町長から、この町で生んでくれてありがとうという町長の温かいメッセージをつけて、町内でつくっている木のおもちゃでしたか、そういうものをつくっている所がありますけれども、そういう木のおもちゃなどを贈呈してあげてはどうかと思っております。本当に大きなハード事業ではないと思って

おります。本当に真心というかおもてなしというか、心のこもったそういうソフト事業をこれからこの町をふるさととして生きていく方々への思いにお返しできるようなことを町長はどのようにお考えかお聞かせ願います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。この婚活事業というのは非常に難しいんだと思います。特に、都市近郊の町、南幌町としては、なぜしたかと、先ほど申し上げましたように、やっぱり後継者対策を中心にしていくのが。うちの町に住んでいる若い子たち、札幌の婚活事業に結構行っていますよね。私も聞いています。ただ、なかなか成立しないというのは、これは難しさもありますけども。ですから、やはり基幹産業の農業の町をなんとか理解をいただく、その後継者にパートナーが来ていただくのが一番望ましい。先ほど申し上げたように、商工会の発展が大事であります。ですから、これは商工業者とも協議をさせていただいて、それらも含めてできればいいのかなというふうに思っていますが、一般を対象にするといったらかなり難しさがあると思います。うちはそういう特色を持って婚活事業を今やっているんですが、それでもなかなか厳しさがあります。でも、続けることが大事かなというふうに思っていますから、人数が少なくなっても続けていこうという考え方で今取り組んでおりますけれども、非常にこの辺が若者の思いと私どもの思いがうまく一致するのかどうかというのが非常に悩ましいところであります。便利がいいがゆえに非常に難しさがあるなというふうに思っていますが、基本的には先ほど申し上げたように後継者対策を含めていますから、農業と商工業に関して今後は進めていきたいなど。一般対象についてはちょっと今はそういう時期かどうかという分野が、私はそういうふうに理解をしているところです。

それから、真心を込めた何か記念、結婚した、あるいは、というのは思いはわかります。うちはその部分でいろんなことを取り組みして、これは先ほどいろいろ言われましたけど、アピールが足りないよとかいろいろ言われておりますけれども、子供さんにはちゃんと健診の時には子育て支援米とってきちんとお話をしてやっているわけがあります。それと同時に、やはりどこの町も同じですけども、当然、人間としてそういうお言葉はかけさせていただいて、おめでとうございませうとか、当然窓口では言っているわけがありますから。形にするかしないかというのはちょっとなかなか難しいんですが、いろんなアイデアもいろいろ考えておりましたけれども、なかなか実現的には、もらった人の気持ちにどういうふうに反応ができるかというのが、この辺が難しさがあるなというふうに思っております。16年にやめたというのもそういう思いもありまして、いろんな声があったのも事実です。ですから、人間一人一人の感性が違うのと同時に、町としてせっかく取り組んだのがきちんと理解されるようにならなければ、記念品というのはなかなか難しいのかなというふうに思っております。ただ、ふだんのいろんな活動、行事、事業を含めて皆さんでお祝いする

時はお祝いできるような、そういう声のかけられる、温かい手の差し伸べられる環境づくりはこれは当然していかなきゃならないというふうに思っておりますけれども、そういう物で判断をするのがどうなのというのは、16年度に廃止した時の議論がございますので、それらを含めて検討はしなければなりません、今のところは非常に難しいと思います。ですから、窓口を含めて、対応はきちんとしていかなきゃならないと改めてそういうふう感じてございます。

議長
佐藤議員
(再々質問)

7番 佐藤 妙子議員。

今、お答えいただきました。確かに婚活事業、農業後継者、南幌の町は農業が基幹です。本当に大事なことだと思っております。でも、それと同時に、やはり町内の若者も全くいないというわけではございません。少ないけれどもやっていくという、先ほど、今までの婚活はやっていくというお話でしたけれども、でも、これからは私は、この町にとってこういう数字が出ている以上は必要ではないかなと思います。実際に町民であっても将来どうなるんだろうと皆さん、そういう思いでいます。そういう中で町は行動を起こすことによって住民は安心できると思うんですね。本当に人口対策に向かって、こういうふうに行っているという住民はそういう思いになると思います。ぜひ、次期の総合計画の中に検討項目としてお諮りしていただきたいなというふうに思っております。

先ほど、結婚、出産のお礼なんですけれども、私も22年前にこの町に来た時に木をいただきました。新築をして、夢いっぱい、この町に来まして、町から木をいただいてびっくりしたんですね。何ていう心ある町なんだろうと。こういう小さい所だからこういうこともできるんだなと思って。それで、22年経ちまして近所の奥さんたちと話した時に、20年前に木をいただいたよねと。自分のうちのもこんなに大きくなったと。何年経っても物をいただくということは、大きい小さい、金額の良し悪しではなくて、やっぱり心をいただくということになると思うんですね。そういう部分では、ぜひ、できる範囲のことをやって、大きなことをやれと言っているわけじゃなくて、先ほど難しいとおっしゃられましたけれども、本当に難しいことではないと思います。いろんな自治体では高額なお祝い金を出して、人口誘致につなげている所もたくさんあります。それはそれでいいと思うんです。やれる所はやっていただいていいですし、でも、それ以前に、この町に来て住んでくれてありがとう、この町で子供を産んでくれてありがとう、そういう思いが住民に伝われば自然と口々に話題になって、ああ、あの町はいい町だ、越してこようというそういうところでも町のアピールという形になると思うんですね。そういう部分では、さらにもう一度、決してたくさんお金がかかるとかという事業ではありません、気持ちがあればできると思うので、ぜひ、そのところをもう一度、町長にお聞きいたします。

議長
町長
(再々答弁)

町長。

佐藤議員の再々質問にお答えをいたします。先ほど申し上げたように、非常にこれはいろんなケースがありますから難しさはあるんです

けれども、まずは基幹産業、農業、それにプラス商工業を含めてやっていくのがベストではないかなというふうに思っています。本来であれば昔みたいにお年寄りがあちこち回っていくのが、やっぱりそれが通じて初めて結ばれるというのが、私は最近はそんなような気がして、形式的にやってもなかなか難しいのかなと。やはり、今、佐藤議員が言われたように、心こもってといたらやっぱり会話をして、そういう先導する方がいるほうが望ましいのかなと。そのほうが早いのかなという気はしていますが、これも昔みたいで、ここに娘さんいるよ、ここに息子さんいるよと、ふつうの人にはやれない、そんな経過もありますので、相談員も昔いろんな方にやっていただいたんですが、なかなかそれがあって難しさが増しているんですけれども、やはり誰からに言われて、そういう心を動かす、そのほうが実の多い、最近特にそう思っています。テレビや何かで婚活ですごいブームで番組でもやっていますけれども、実態は佐藤議員も知っているとおり中身は全然違うことでありますから。表面はすごくいいようになっておりますけれども、なかなか、それはアピールポイントの仕方が違うから、視点が違うから、私はあれで番組はもっていると思います。それはいいんですけども、やはりうちの町で行くと、そういう信頼を受ける方々が声をかけてくれるような役割を果たしてくれる制度が望ましいのかなというふうに最近特に思っているところであります。そのことを含めて、やはり若い人の出会いもないというのも当然あるんですが、いろんな団体が取り組みをしていただいて、一年中いろんな行事をつくっていただいているところになかなか若者が来ていただけない、若者向けの行事をつくってもなかなか来ていただけないという現実がありますので、この辺が厳しさがあるのかなと、先ほど言ったことであります。そんなことも含めて、ただ厳しいから何もやらないというわけにはいきませんので、まず、農業の後継者、商工業の後継者を中心に組みながら頑張っていきたいなというふうに思っております。

それから、何かプレゼントをすれと。大した金がかからないと。それはわかっています。それはわかっていますけれども、そういういろんな背景がありますので、やることによっては、それを覆してやるわけですから、そういう意見があって廃止したわけでありまして、なかなかその辺の取り組み方をきちんとしないと何でも復活すれということになるわけでありまして、それは総合的に判断をしなければなりません、今できる精いっぱいことはいろんな事業の展開の中でさせていただいていると思っておりますので、それぞれの町はそれぞれの町の良さでやっている。我が町も我が町の良さで今、私はやっていると思っておりますので、それを貫きながら、ただそれで満足することなく次に向けてまた考えていかなければならないと思っておりますが、現時点ではなかなか難しいなというふうに思っております。

議 長

以上で佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。

ここで、10時50分まで休憩をいたします。

(午前10時37分)

(午前10時50分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

5番 内田 恵子議員。

内田議員

南幌温泉指定管理と周辺環境整備について質問させていただきます。南幌温泉ハート&ハート指定管理者決定契約期間満了に伴い、平成29年4月1日から平成39年3月31日（10年間）の指定管理者募集を行うことに関係して町長に2点伺います。

まず1点目として、南幌温泉ハート&ハート指定管理運營業務内容の項目の中で、指定管理者が行う業務内容として「施設の適正な運営のため、施設内並びに施設周辺の清掃・環境美化及び設備に関する保守管理を行うこと」とあるが、町として施設周辺の清掃・環境美化とはどのような内容を想定しているのか。

2点目として、遊水地を含む南幌温泉の地域は、観光資源としてのびしろのある所です。遊水地も整備されると景観も良く、将来、イベント、社会教育事業等にも利用が見込まれ、郷土愛や町の財産としての大切さを育てる場としても大切と考えます。今後、南幌温泉施設を核としてパークゴルフ場、ライディングパーク、親水公園、工業団地を含め、例えば「河川の駅」など地域に名前をつけ、町も加わり地域の環境・美化に努めるべきと思うが、町長の考えは、伺います。

議長
町長

町長。

南幌温泉指定管理と周辺環境整備についての御質問にお答えします。1点目の御質問については、南幌温泉ハート&ハートは、平成18年10月より指定管理者制度を導入し、現在、指定管理者により管理運営を行なっておりますが、利用者から施設内外の清掃及び環境整備等が行き届いてないなどの御意見があり、その都度、町より指定管理者へ施設周辺の清掃・環境美化の徹底を指導してきたところです。このようなことから、平成29年4月以降の指定管理者を募集するに当たり、南幌温泉を利用される方に不快な思いやイメージダウンとならないよう、指定管理者の業務内容に責務として施設周辺の清掃・環境美化を徹底する文言を加えています。南幌温泉は、本町の観光資源の核であり、年間約25万人の方に利用されていることから、施設内外の清掃・環境美化の徹底はもとより、利用者から喜ばれ、また来てみたい施設となるよう指定管理者と協議して取り組んでいくこととしています。

2点目の御質問については、南幌温泉周辺地域は本町を代表する観光資源が集約されている地域であり、これに遊水地の整備が完了となれば、これまで以上に本町に訪れる方、いわゆる観光入り込み客の増加が期待されています。町としても、この南幌温泉周辺地域の各施設管理者や事業者等と有効な観光資源の認識を一つにして、地域内の環境美化の推進に取り組んでいきたいと考えています。

議長
内田議員
(再質問)

5番 内田 恵子議員。

まず再質問をする前に、今まで指定管理者に感謝を申し上げたいと思います。この9年間、本当に近隣に施設がオープンしたりリニューアルしたり等でお客さんが随分流動化したと思います。その中でも住民福祉に協力いただきましたことに本当にありがたいなと思っております。

ますが、私も愛好者の1人として見ていきますと、本当に今答弁いただいたように変わりました。中もそうですが、外にきれいな花もあったんですが、見ていると、従業員とか、また、世代交代も見られるようで、なかなか最初の思いが伝わっていないのかなと思うところもありまして、私自身も見かねて花を届けたりとかそういうふうにしたんですけれども、やっぱり若い方が今経営ということで一生懸命取り組んでいるので厳しいのかなというふうには感じておりました。それで、今、公募ということなんですけれども、1つ再質問します。こちらの指定管理運營業務仕様書の11なんですけど、原状回復とあります。例えば、また変わらずお願いすることがあるかないかわかりませんが、そういった場合でもやっぱり一応区切りとして、中の施設、例えばジャグジーなんですけど、ジャグジーはとても人気がありました。けれども、壊れて大分経って、それがあつたかどうかというふうに、わからない従業員の方もおられるのではないかなと思うんですけれども、そういうのを戻していただけるよう町から計らいができるかどうかお聞きしたいと思います。

それと、周りの環境なんですけれども、今回、スペシャリティーガールズとか若い人がPRをしてくれているんですけど、私も、じゃあ、若い人と思って第4期総合計画の中に中学生の作文が載っておりました、何人も。その中学生、平成11年、もう立派に成人されているんですけども、将来の南幌町に対しての思いというのが載っておりました。南幌は田舎だけども、いけてる南幌とか、ものすごく謙虚な力強い言葉だなと思って心にとめているんですけど。あとは、やっぱり自然を大切にしてほしいとか、また、ごみ問題だとか本当に子供なんですけど素直に、また、将来を見ているなと感じたんですけど、その思いを伝えてみたいなと思って。第4期総合計画をずっと読んでいくとやっぱり本当にもうすばらしい思いがあつたんだなと。その後、自立緊急実行プランで大分変わられたなというのを感じております。それで、さらに、じゃあ、これからまちおこしと言ったらどうなのかな、どうしようかなということで、やっぱりこの広く、この地域で重なり合うように、手間暇ですね。お金がもう限られている、限られた財政ですから、やっぱりみんなが手間暇かけるような、そういうようなことが必要だなと。そんな1年や2年でできるものではないと思いますけれども。今回、私も本州へ視察に行かせていただきました。その中の一つで、村はなくなった、岡山県津山市という所で阿波村という所だったんですけど、でも村というのは合併してなくなったんだけど、そこの地域は残したいということで、村の皆さんが一生懸命お金を出したりとかして、その思いに大学生が1人、大学を休学してでも地域づくりに貢献したいということで、地域の方もおっしゃっていました。その若者がかかわったことでやっぱりここまでなつたんだらうということで。そして、やっぱり縦割りの構成という、役員を本当に捨てて一から年齢関係なく立ち上げたのがよかったのかなと地域の方がおっしゃっていました。本当にこれから南幌、そういう時かなと思っております。職員の中でも若い職員がいろいろ考えてくれたり、ま

た、それを課長たちが再度考えてくれたりと本当に人が力強く重なり合って、地べたをほうぐらいの思いでやっぱり南幌を残していきたいと思えます。それで、今後、この地域、幾らこういうふうに書かれても、前もそうですけども、業者が直すとか修理するといってもどういふことがあるかわかりませんから、そのようなことも想定しながら、本当に文言を書いてあると言いますけれども、町として本当に絶対ここはかかわっていくというそういう思いがもう一度聞きたいと思えます。具体的なものがあるのであれば、私としてはやっぱりまちづくり課、産業振興課、そして、またそこに若い人、思いのある人が加わって、また町民にも声をかけ合ってやっていくというようなそういった思いが聞ければありがたいなと思うんですけども、再度、質問します。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

内田議員の再質問にお答えをいたします。南幌温泉、ようやく指定管理者の努力もあって最悪の事態からすると、少しずつ毎年伸びてきているのは本当にありがたいなというふうに思っております。ちょうど指定管理者の更新時期に入って、いろいろ町民の皆さん、あるいは利用者の皆さんからやっぱり指摘されたことについては、今回、文言整理をして、きちんと入れさせていただいたところがございます。原状回復というのは、既に受けた時にあったものは全部、去る時も継続する時もそのままにしておくということでもありますから、これはもう。それで多分、ジャグジーの関係を言われたんだろうなというふうに思いますが、私どもは、僕なんか特に単純でありますから、そのぐらいすぐ直るだろうという話をさせていただいたんですが、どうも配管が温泉の下を通っているようでありまして、そこから全部直さなければなりませんので、ジャグジーだけ直すということにはならないので、相当大がかりな改修工事になります。そうすると、町がやらなきゃならない。まあ、根本にかかわる分野でありますのでそのことも、まあ、老朽化しているのはわかっておりますから、いずれやらなければなりませんけれども、指定管理者としてやれる範囲ではないので、それを今協議させていただいて、今年度、年次計画の中でそれを含めて温泉の配管等々、20年以上になりましたから、そのことも含めて将来的にそこも整備する時にあわせてそこも直すということにしておりますので。指定管理者もこれがあつたとかなかったとか、そういう認識でなくて、やりたいんだけど、それだけ手をつけようとしたら相当のお金を出費しなければなりませんというので、指定管理者もやりたいんだけどそこまでまだいかないし、そうしたら町がお金をかけて途中で補正予算を組んでやれる、そんな規模ではございませんので、年次計画をもってしっかりと対応していきたいなというふうに思っておりますので。どちらにしても、やはり皆さん、いろんな方が利用させていただいて、先ほど申し上げましたけども、よかったねと、また来ようというそういう声がもらえるような、指定管理者には運営はお願いしたいなということで。我が町民もたくさん利用させていただいているし、町外の方もたくさん来ていただいておりますので、そういうシンボリックなものもありますし、うちとしては有効な観光資源でございます。

ますので、ぜひ町も協力をしながら、そして、皆さんが見て、指摘を受けたことについては速やかに、すぐできるものについては速やかに直していただくというのが大事だろうなど。外観を直しただけでも相当印象が良くなりまして、そんなのでふえてきているというのも聞いておりますので、それらを含めて今後もあのようにならないように、新たに更新されますので、どこの業者になるかはまた別として、あくまでも町としては指定管理者の施設管理の運営をお願いするということでもありますので、十分御意見をいただいたことを皆さんに伝えながら、しっかりした運営をしていただくように要請をしていきたいなというふうに思っています。

議 長
内田議員
(再々質問)

5番 内田 恵子議員。

では、最後に2点だけお聞きしたいと思います。地域として、いつも思っていたんですけどイベントをやるんですけど、あそこが本当に収穫祭とかですね。そうじゃなくて、何か、さっき私が言った、「川の駅」とか「河川の駅」とかになっていたらもっと多くの方がかかわれるのではないかというふうに思っていました。そういったので、親水公園というのものもあるんですけども、そういうので新たな名前、そういうことが可能かどうか。私的にはやっぱり川に囲まれていますから「河川の駅」とか。そこから「ミニ駅」とか。「ミニ駅」といったらどこにしようかなとか自分の中で思うんですけど、何かそういうかわいい名前をつけて、とにかく楽しんでいただける、また来ようという、何かあるんだろうという、そういったものになってほしいなど。そして、温泉、また夕張太の公園とか、また、三重湖の公園とか、本当に川でそういうふうに行っているものですから、やっぱり川をつなぐとか、そういった幅のあるそういうものを考えていただければと思うんですけど、その1点を聞いて終わります。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

内田議員の再々質問にお答えいたします。川の駅とか、まあ、名前をつけるのは何々ゾーンとかを含めて可能であればそれはいいかなと思うんですが、河川の駅というのはなかなかこれ、千歳川だとか夕張川だとか、そういう所に、そういうものを、舟が下りられるとかそういう所を含めてその辺を、何か前に要請したことがあるんですよ。千歳川の浚渫工事やら改修工事の中で。住民の要望もあって。そうするとその部分が問題なくできる安全性の問題も含めて、舟からすぐ上がって、また舟に乗って帰るとか。何かそういう施設を当時、川の駅というそうでありました。それで、それは行政でつくってくださいと言われて、やるのは構わないんですけども、そうしたら行政として、南幌町として今それができるかといったらその時はできなくて、何とか国にお願いできませんかと話したら、国はその当時はつれない返事です。行政のためにやるのであれば自分たちで邪魔にならないように。その河川のほうにあって、それに問題にならないような整備は許可すればやれるという話は聞いていますけれども、なかなかその時に歯車が合わなくてできなかったんですが、あくまでも舟で川と陸と往復ができて、簡単に行って、こっちでイベントを見たりして、また、舟に

乗って帰る、何かそんな感じの駅なそうであります。だから、物が建つとかそういうんじゃなくて、乗り場があって、そういう温泉なら温泉に歩いて行って、終わったらまたここへ来て乗って帰ると。そんなようなニュアンスだったので、断念した経過があるんですが。また担当が変わりましたので、いろんな河川の利活用というのも今出ていますから、また、機会を見て、変化があるかないかを確認しながらやりたいなど。要は、あの当時は千歳川の川下りをやりたいというそういう議論があって、それなら河川の駅がないとだめだとかいろんな御意見があったんですが、それはなかなか実現が難しかったということだったので、我々の思いがその当時は伝わらなかったのかなというふうに思っていますが。まあ、その計画したイベントも1回もされておられませんから、国の言っていることが当たっていたのかなというふうに思っていますけれども、そんなことで利活用は周辺を含めて、遊水地を含めて、遊水地の利活用計画の中でもありますけれども、大いに活用していただく。そして、温泉の集客につながることは考えていきたいというふうに思っています。

議長
菅原議員

以上で内田 恵子議員の一般質問を終わります。

次に8番 菅原 文子議員。

グローバル化を目指したまちづくりを、について町長にお伺いいたします。社会の急速なグローバル化の進展の中で、英語力の一層の充実が我が国にとって極めて重要な問題とし、文部科学省では、学校教育における英語教育に関して、「小・中・高等学校が連携し、一貫した英語教育の充実・強化のための改善が求められる。小・中・高等学校を通じて、授業で発音・語彙・文法等の間違いを恐れず、積極的に英語を使おうとする態度を育成することと、英語を用いてコミュニケーションを図る体験を積むことが必要である。英語教育の充実に当たり、『ことば』への関心を高める工夫によって、さらに外国語の効果的運用に必要な能力を伸ばすという視点が重要である」としています。また、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）が本年6月24日に公布され、平成28年4月1日から施行されることとなりました。今回の改正は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度を創設するものです」という文書を通達・公開しています。文部科学省では、全国の小中一貫教育を実施している学校を調査し、学力向上、中1ギャップの減少、目的を持った系統性のある9年間の教育方針などの結果から義務教育学校を制度化したものです。

中央教育審議会でも「小学校の英語教育を充実する必要があると考える」としています。このように、国では小・中連携・一貫教育を通じて英語教育に力を入れ、国際化を進める考えです。

本町でもこれに先駆けてグローバルなまちづくりを進めていく必要があると考えます。また、札幌圏からの移住対策には学校教育が欠かせない重要な点になり、その観点からも英語教育は欠かせないと考えます。そこで町長に3点伺います。

1、小・中一貫教育の考え方として、9年間の英語教育をしていく

考えはあるか。

2、ALT（外国語指導助手）を増員し、さらなる英語でのコミュニケーション能力を育成していく考えはあるか。

3、大人も含めた「グローバルな南幌町」を目指したまちづくりをしていく考えはあるかお伺いいたします。

議 長
町 長

町長。

グローバル化を目指したまちづくりを、の御質問にお答えします。グローバル化というのは私の中では非常に難しい言葉と受け取っておりますので、今回の内容については意図しているかどうかちょっとわかりませんが、うちの町に果たしてグローバル化というのが私は合うかどうか、その辺もちょっと疑問に思っているもので、それも含めてお話し、答弁とさせていただきたいと思います。

文部科学省は、初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小学校における中学年の外国語活動・高学年の教科化、中・高等学校における言語活動の高度化など、小・中・高の各段階を通じて英語教育を充実し、児童生徒の英語力の向上を図るとしています。

1点目の御質問については、英語教育において文部科学省が策定した小学校高学年の教科化を初めとするグローバル化に対応した英語教育改革実施計画において示されたとおり、小・中・高を通じて一貫した学習到達目標に向けた取り組みにより、小・中9年間の英語教育を進めたいと考えます。

2点目の御質問については、昨年年第1回議会定例会において菅原議員の一般質問に対し教育長が答弁しておりますが、平成32年度の小学校高学年の英語の正式科目化に向け、外国語指導助手の増員を含め、英語教育の充実を進めたいと考えます。

3点目の御質問については、現ALTによる英会話サークルや英語に堪能な方の生涯学習サポーター等への参加による事業展開により、町民の方々の英語に触れ合う機会が拡充されるものと考えます。また、町民とALTや町内在住の外国の方々との異文化交流によりコミュニケーションが深まり、国際化につながっていくものと考えます。

議 長
菅原議員
(再質問)

8番 菅原 文子議員。

今、町長から御答弁いただきましたけれども、今まで私は小中一貫教育とかALT、外国指導助手の質問をしてきましたけれども、今までは教育的観点からの御質問でございました。しかし、減少問題、それから移住定住、それから、本町にそぐうかどうかというお話がありましたけれども、札幌圏を対象にした移住問題ということで、町長も先日からまちづくり懇談会などでお話しされていますように、やはり札幌圏から近いということもあり、それから、教育をまちづくりの一環として考えたほうがいいのではないかなということで私は今回町長に御質問させていただいております。

1番目の質問になりますと、今、小学校のほうにもALTの先生が行かれているのは私も存じておりますが、これからまたさらに英語教育を進めたいという御答弁をいただきましたので、これをどのような

形でさらに進めていくのかをお伺いいたします。

それから2点目なんですけれども、私、確かに平成32年からということで教育長から御答弁をいただいておりますけれども、制度が変わりまして、若干の条件はありますけれども、今度から小学校にも専門のALTの先生を置いてもいいということで制度が変わったようです。私は、小学校の1～2年生から外国の方たちと親しむという機会を少しでも多くしたほうがいいのではないかなという思いで、また、それからまちづくりの一環としてもこれをもう少し早めにできないかということで2点目をお伺いさせていただいております。これは1年でも早くするべきだと私は思っていますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから3番目につきまして、これが町長のおっしゃっている本町ではどうなのかという御質問になろうかと思っておりますけれども、私は、今、グローバルといいますが英語だけが外国だとはもちろん思っていないです。ですから、本町にもいろんな国から来ていらっしゃる方もいらっしゃいますし、近隣市町村にもいろんな国の方々がいらっしゃいます。その方も含めた中で、ALTの先生、2番目にもかかりますが、ALTの先生を増員することによって、その方々ともまたさらに交流を深め、それからいろんな外国に通じたイベントなどをしやすいのではないかなと思っております。今、現在もいらっしゃる先生も前からの先生も大人を含めた英語教室ということをされていることを私も存じておりますが、先ほども言っていますように、札幌圏にこんなに近い、20～30分圏内の所でやはりグローバル化、世界に向けたといえますか、そういうことをしていく必要が今後もまちづくりの一環としてあるのではないかなと、そういう点からお伺いしております。この3点について町長のお考えをもう一度お聞かせいただきたいと思っております。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

菅原議員の再質問お答えいたします。最初にお話ししたとおりでありますけれども、小学校は英語を教科化していくにしても学校の体制、先生方の体制づくりもちゃんとできないと、ALTだけが行ったっていいわけではありません。そういう学校の充実が図られないと私は難しいと思っております。ですから、平成32年の目標にありますけれども、そこに向けてトライをしていこうということでありますから。どちらにしてもALTの外国語助手が行っただけでそれで済むかと、そういう問題ではありません。ですので、それらを含めていきたいなというふうに思っております。その動向を見ながら、うちもできるだけやれるものなら早めにしてあげたいと思っておりますけれども、頭でっかちになってもどうしようもありませんので。やっぱりそういう体制づくりが私は先ではないかなというふうに思っております。それで、私、ちょっと頭が悪いのでわからないので、グローバル化というのを調べました。うちの町に本当に合うか。僕が調べた中では地球環境規模だとか世界環境規模でどうするかという話、そのことをうちで今やるかどうかということをおっしゃっているんだと思うんですが、まずはうちのまちづく

りをきちんとやっていくというのが大事ではないかなと。私の感覚ではそういう規模しか持っておりませんので。まあ、それはお金や人を活発化されるというのはわかりますけれども、規模的には町と町ではなくて国と国のほうに向かっているのに、今うちがそこに国がどうなっているかわからないのに、我が町だけが特化してそれをやるというのは私はちょっと違うような気がします。ただ、思いはわかりますけれども。だから、今の小学校あるいは中学校の教育を充実させていくというのは私もそれはわかりますので。うちの町としてできる範囲内で今やらせていただいているというのが現実でありますので。小学校に英語が入っていくという思いがそれは当然あって、小学校も1本にしたというのはその思いでありますから、そういう背景、順番をやっていかないと、何でもやったからいいという問題ではないと私はそういうふうに理解をしておりますので。なかなかグローバルな南幌町と言われると、なかなかちょっとこれはどういうまちづくりするのと言われると、今まだうちの町にはそういう状況ではないような気がするのです。子供たちの教育に関してはしっかり教育委員会を中心にやっていくというのは、これはもう間違いなく前から私も教育長も答弁しているとおりでありますので、そういう意味でできるだけ環境は良くしていきたいというふうに思っています。

議 長
菅原議員
(再々質問)

8番 菅原 文子議員。

今、御答弁いただきましたけども、やはりグローバル化ということもすごく広い意味で使われております。私が今回視察に行ってきましたけれども、そのこの所では高校生になりますが、全員がシンガポールのほうに修学旅行で行っているようです。そこで、おっしゃっていたことは、自分の住んでいる所を英語でプレゼンテーションすると。自分のすごく良い所をプレゼンテーションする。それっていうのは、今、グローバルという言葉もはやっていますが、ローカルなことを英語で説明する、世界に発信するグローバル化という。グローバルって先ほどおっしゃったように本当に広い意味がありまして、世界規模とか地球規模という意味もありますけれども、そういうことからグローバルという言葉を使ってもいいのかなと私は思っています。世界的にCO2がどうかということではなく、やはり考え方としてのグローバル化ということで考えをさせていただければ大変ありがたいかなと思います。中学生の留学プログラムでこの報告書を見させていただきました。この中で生徒さんたちが向こうに行ってからコミュニケーションに大変最初は手間取ったと。けれども話していくうちにホストファミリーの方とか、それから、大学で留学した、英語を教えていただく時にすごくよくわかってきたという体験談が載っておりました。やはり体験するということが私はとても大事なことなのではないかなと思います。本町にそぐうのかという点ですけれども、私は本町にある幼稚園で10年間英語を教えさせていただきました。それで、本町に何人か今、お子さんもいらっしゃる。外国から来た方とか、それから日本の方と御結婚されて、そして、お子さんが生まれてという方もいますし、また、近隣市町村からもそういうお子さんを幼稚園では

教育されています。それから、小学校に入りまして、中学校でもALTの先生を入れたことで、さらにそれが深まり、そして、国際留学プログラム事業につながったのではないかなと私は思います。この国際留学プログラム事業を始めたということは、まさに私はグローバルに一步進んだのではないかなというように私は感じております。先ほどから言っているように私は札幌圏を見据えたということで、この札幌圏でも、先日もずっと新聞にも載っていますが、札幌の教育委員会のほうでも先ほど私が言っています、義務教育学校を検討するモデル校をつくるということが新聞に載っておりました。やはり移住問題、それから、まちづくりを考えると、どうしても教育、それから、札幌から来ていただくには札幌とある意味競争しなければいけない事柄もあるのではないかなと私は思います。若いお子さんを連れて移住される、南幌町に来ていただくということは教育がものすごく私は、皆さん、親御さんは教育を頭に入れて移住されるのではないかなと思います。この平成32年からされるのはとてもいいことですが、やはり少しでも早くにその考え方を打ち出すとか、私が今この質問したからといって来年から早速始めますということでは、もう100%ありませんから、その考え方を早くにまとめていただいて、そして、それをまた移住、それから、まちづくりに結びつけるのは大変いいことなのではないかなと私は思っています。ですから、私は今まで教育関係として御質問をしていましたけれども、まちづくり、それから、この間のまちづくり懇談会の中でも教育という言葉、英語ではないですけども、教育という言葉が何カ所かから出ていました。やはり町民の方々とも私、最近お話しする機会に、お子さんがいらっしゃらなくても教育はどうなんだろう、あまり教育の問題って出てこないよねというお話を最近私は聞くようになりました。ですから、町長がおっしゃることも私は十分にわかります。ALTがいればいいのかと。そういう問題ではないことも私は十分わかります。ですが、やはり本町では、この国際留学プログラム、それから小学校からの英語もALTの先生が来ていただいてやっていると。そういうことを考えますと、私は札幌圏に向けたPR、それから全道、十勝方面からもこの町に来ていただいている方もたくさんいらっしゃいます。札幌を選ばないで南幌町に来てくださいと、そういう声を高く上げるにはやはり私は教育が大きなウエートを占めるのではないかなと思いますので、このまちづくりの一貫、それから、第6期総合計画の中におきましても大きな柱として捉えていただきたいと、私はそのように思っております。1、2、3番にかかわらず、ALTの先生の重要性を私は1、2、3に通じましてとても深く思っているところではありますが、町長とそこところはちょっと考えがそぐわないようではございますけれども、このグローバル化というのでは、町長のおっしゃっているその地球規模、世界規模ということではなくして、このように今住んでいる子供さん、それから、これから来ていただく子供さんたちのために、この外国語教育をもう少しさらに進めるお考えがあるのかどうか、再度それを1点だけお聞きして終わりにします。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

菅原議員の再々質問にお答えします。教育は大事な分野でございます。教育問題がちまたから出てこない。ある程度充実、満足ではないと思います。よそから来られた方も、こんなことをやっているんですねというふうに。これは札幌から来た方から。そういう話があるということは、ある程度うちの町も取り組んではいると私は理解しています。その上で、いろんなことを今、取り組み、また、やっているわけでありますから。単純に外国の人を早く置いたからいいかと、先ほど言ったように。そうはならないと思います。そういう環境づくりをきちんとしていかないと、来た先生の力が発揮できない。あるいは子供たちが戸惑うと思います。あるいは先生方もどっちに行ってもいいかわからないとなります。そんなことにならないように体制づくりをしていく。その上で早めれば、まあ、平成32年の目標はありますけれども、早まれば早まったようになるだろうし、それが、その時点でまだできていなければ遅くなる可能性もあります。そういう意味だと思えます。だから、タイトルでグローバル化と来られると、私はそういうふうに感じてしまいますから。まちづくりについてというのなら別ですけども。このグローバル化というのなら、町でなくて、少なくとも国が考えてどうするか。国と国がどうあるべきかということに私は向かっていく、その指針が出て初めて都道府県があって、市町村がどういうふうにしていくかという私は思いたと思います。単純にそんな話にはならない。だから、今いる子供たちの環境をいかに良くしてあげて、伸び伸びと元気な子供に育てていただきたい、私はそういうことです。その中に英語だろうが、南幌の中には英語より中国語の外国の方が多いわけでありますから。そのことも含めていくと何が良いか非常に難しい問題でありますけれども、そういう感性を子供のうちから身につけるための手法としてALTが必要であれば、みんながそういうことになれば早まるでしょうけども。そういう環境整備をしながら、しっかりとした子供がうちから育てていっていただきたいなど。そのための努力は惜しまないということでもあります。

議 長
熊木議員

以上で菅原 文子議員の一般質問を終わります。

次に10番 熊木 恵子議員。

まちづくり活動支援事業の取り組み状況について町長に伺います。平成27年度の新規事業である協働まちづくり推進事業は、地域の課題解決などに取り組む活動を積極的に応援する事業として募集が行われています。新年度予算は570万円で、町内の団体が自主的に取り組む活動に対して助成するとされています。申請する団体などに職員がサポートし利用の促進を図りたいと説明がありましたが、現在までの申請件数とどのような内容であるのか。また、町内会や各団体から申請の仕方や対象となる活動などについて相談があったのか。実施事業期限が平成28年2月となっているが継続事業として先進地事例を取り入れ、内容の見直しなどを考えているのか。地域の活性化に向けた取り組みを促進する事業であることから、町民が活用することにより地域が元気になる事業として今後どのようにサポートしていくのか

議 長
町 長

伺います。

町長。

まちづくり活動支援事業の取り組み状況は、の御質問にお答えします。本年度の新規事業であります、まちづくり活動支援事業については、これまで広報やホームページへの掲載、主要公共施設に啓発チラシを掲示するほか、行政区長会議などでも周知しています。現在までの申請件数は1件であり、内容については、NPO法人による幌向原野湿性植物群保護地の教材活用に向けた環境教育事業となっており、主に子どもを対象とした環境学習を通して南幌町の貴重な財産である幌向湿原を知り、保護する必要性を再認識するための事業となっています。これまでの相談件数については、団体等から5件の相談があり、申請手続の説明を含め、事業の実現に向けて協議したものもありますが、いずれも申請には至っていないのが実情です。

また、事業の実施期限については、年度末に団体からの報告会を行うため事業完了報告等の期間を考慮し、平成28年2月までとしています。なお、この事業については、平成31年度までの継続事業としていますが、本年度の申請状況や課題等を踏まえ、申請団体が活用しやすく、地域の課題解決や特色ある協働のまちづくりの推進につながるよう制度の見直しについて検討します。

今後におきましても、協働のまちづくりを推進し、町内の団体が自主的に取り組む活動に対して、相談等があった場合には、引き続き事業化に向けたサポートを行ってまいります。

10番 熊木 恵子議員。

議 長
熊木議員
(再質問)

再質問させていただきます。今、答弁の中で、今後に向けても引き続き事業化に向けたサポートを行っていくという答弁がありました。今回の監査委員の報告の中でも、広報なんぼろに3回掲載し、監査委員の報告では3件の問い合わせがあったというふうになってはいますが、先ほど5件とおっしゃいましたけれども、その後2件の問い合わせがあったのか、そこをまず1件伺います。

また、戻りますけれども、申請は1件のみで32万9,000円の交付にとどまっていると報告されています。私は、これは新規事業であり、先進地の事例なども参考にして取り入れたのではないかなと思うんですけれども、町長の3月の執行方針の中でも住民自治による協働のまちづくりの推進について、町民との協働のまちづくりを進める一環として町民皆様からまちづくりの施策、事業の提案をいただき実行するため、本年度から新たにまちづくり活動支援事業を実施してまいりますと述べられております。さらにこの事業は、個人町民税2%を活用し、町民の提案と行政の協働で施策化、事業化する場合に補助金を交付するもので、3つのメニューが設けられています。予算委員会の中でも、このことについては新規事業でありますし、やはり多くの議員から質問とか提案とかがなされたと思います。そういう中では新しい事業であるから、やはり丁寧に町民に説明してやってほしいという要望が出されていたと思うんですけれども、期待していた事業だけに問い合わせも割と少なく、そして、1件で終わっていると

ということには非常に驚きました。それで、この間まちづくり課としてはどのような検証を行って、この事業の推進に当たって、地域住民や団体にどのような提案などをされたのか具体的に伺いたいと思います。

先ほど来と同僚議員の質問の中でも視察をされたこととかが述べられていましたけれども、私も、先般、兵庫県なんですけれども福崎町という所、そこも平成23年から取り組まれているということで、その進捗状況やどのような形で町民に説明し、それがなっているのかということ視察してまいりました。また、去年は議会全員の道内政務調査で道東の町を訪ねて、これも取り組んでいるということで、その状況なども視察し、それは議会のほうからもいろいろ報告とかがされていると思います。ちょっと紹介したいと思うんですけれども、先ほど述べた兵庫県の福崎町、ここは自立のまちづくり交付金制度ということで取り組んでいます。4つの柱を立てて取り組んでいて、今、ことし、平成27年度で一応終わるということになっているんですけれども、町民や町内会からの要望がすごく多くて、継続してやっていく方向になるというような話をされていました。いろいろ視察した中では、冊子もたくさん出されていて、33の町内会、ここもメニューがたくさんあるんですけれども、その中でも町内会とかがいろいろやる事業という中では33の町内会が、今まででこの3年間の中で、30の町内会が取り組んでいるということでした。視察している中ではすごく元気のいい課長さんがお話しをしてくれましたけれども、やっぱりその意気込みというか、この事業を成功させるために、いろんな課がとにかくかかわっているんですよ。それで、計画検討の協力だとか事業実施の相談だとか、それを町職員がサポーターとなっていると。それから、地域づくり系の職員と社会福祉協議会の職員がコーディネーターとなって進めていったというところでは、やはり特に新しい事業はなかなか手を上げる所が少ないと思うんですよ。そのこのところに、やっぱり丁寧に丁寧に進めていく、それから地域にどんどん出向いていくということで協力も図られて、職員も一緒に元気になって地域の活性化を盛り上げているということでした。それで、最初の時から、計画を出す段階から、申請の段階からいろいろ協力して、それで、1年に1回、そこの町は3月なんですけれども、自治会の活動発表会という報告会を開いているんですよ。その中では、最初はそんな発表、自分たちはできないというふうにすごく消極的な意見が出たそうです。だけれども、発表会の資料を作って、それもお手伝いしてもらって作って、そこで発表するとすごく生き生きとされているということが出されていて、次は自分の地域が発表する番というふうになると、隣の地域よりももっといい発表をしたというふうに意欲的になったそうなんですよね。だから、そういうことを紹介する職員もすごくこれに取り組んでよかったという話をたくさんされていました。うちの場合、なぜこんなに問い合わせとかが少なかったのかなということとかを考えると、いろいろ事例の紹介というか、こういうこともできますよという活動例というか、そういうのが具体的

ではなかったのではないのかなというふうを感じるんですよ。その町内会で取り組んでいるのは、地域活性化イベントの実施とか都市と農村の交流とか子育て支援、花いっぱい運動、自治会便りの発行とかそういうものも入っていました。新規事業にしか使えないというふうになると、なかなか問い合わせてもそれが使いづらいのかなというふうになるけれども、新規事業だけではなくて、今まで取り組んでいた事業に新たに1つ何かを加えるとか、そういうことを相談に乗ってもらいながらやるということで、各地域が自由に手を挙げてやっているということですので参考になるなと思って帰ってきました。ですから、いろいろ今、私、お話ししましたけれども、今、町長のほうからも答弁いただきまして、検討していくということでしたけれども、具体的にいろいろどういう相談があったり職員がどういう体制で臨もうとしたのか、その辺の取り組みを具体的にお答え願いたいと思います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。
熊木議員の再質問にお答えをいたします。監査委員の報告から2件ふえているということでありまして。あれは監査委員のは9月ぐらいまでの、それから日には動いておりますので、それぞれ相談を受けたりいろいろやっていますから、それが2件ふえたということで5件だと思います。いろいろ今、長く言っていたんですが、私どもも何かやっていないみたいに言われるんですが、うちの職員も精いっぱい頑張っていていただいているのが実情であります。親切丁寧にやって、それは心がけて。まして地域担当制もとっておりますから、それらを使っていただくというように町内会長、区長さんにもお願いはしているんですが、なかなか事業化には至らなかったと。ただ、1年でやめるんじゃないくて、これを継続しながら地域の方々にやっていただくのが一番望ましいのではないかなというふうに思っていますし、まだイメージ的には、皆さん、町内会長も含めて、南幌は大変なんだからそこまでしなくてもいいのではないかという御意見もあって、自分たちでやっていただく、まあ、熊木議員が言われたとおり町内あちこちでいろんな活動を団体でやっていただいているんですよ。それで、こういう事業もありますよと言っているんですが、町、大変だからそんな要らないよとか、そういう話も聞いて。ありがたいお話なんですけど、ただ、底辺を広げていくというのはいろんなことをやっぱりやって活動をしていただいて、それをまた我々がいろんな所で皆さんにお示しをしていきながら少しでも多くの方々に活動していただく。あるいは花植えはまた別のほうの補助金等々で花の苗を提供させていただいておりますから、そういう事業も当然うちは別のほうでやっておりますので、それらを含めていくとあまりメニューとして浮かばないのかなと思ったり。また、市街の町内会は特に土日しかできないという問題があるようです。それでいろんなイベントで使えるんだから頑張ってみてくださいという話は町内会長さん、区長さんにもお話しするんですが、まだまだ実現に至っていないというのが実情でありますので、この辺はもうちょっと反省をしながら、地域担当制もつくっておりますので、また職員を含めてそれぞれの地域の課題解決のた

めにこの制度を活用する、そして、それぞれの地域がまた元気になっていただくような、そういう思いでこれはつくっておりますので、ぜひそういう部分でやっていきたいし、うちの担当職員も決して手を抜かずちゃんとやっておりますので、安心していただければと思います。

議 長
熊木議員
(再々質問)

10番 熊木 恵子議員。

何か質問をすると、たびたびこのように町長に言われるんですけども、私、決して職員が手を抜いているとかそういうことを言っているのは全くないです。言っているつもりはありません。十分やっている中でのことで、ただ、この新規事業が、この11月、12月、今回12月号に出ましたけれども、この時点でまだ1件ということでは、やはり中間時点での検討なり検証なりというところでは、その課としてはどうだったのかというあたりをちょっと具体的にお聞きしたいなということで、今答弁がなかったんですけども、そこをちょっとお聞きしたいと思うんですよね。5件の申請のそういう相談があった中で、それがなぜできなかったのかということもお聞きしたいですし、また、ことしの4月から始まった事業ですから、例えば町内会だとか、今、町長のほうからは町内会は自分たちで独自にやっているから、そこまで町に迷惑はかけなくていいというか、そういうようなニュアンスがあったのかと思うんですけども、町内会の事業計画などは大抵この町内会も12月に総会を開いて、1月から新年度が始まっているんじゃないかなと思うんですよね。そういう意味では、もう1月に予算立てをして始まっているので、4月からの事業ということに手を挙げづらかったのかなということも理由としては考えられるなと思ったんです。そうであれば、ことし、もう今12月ですから、だから、それに向けて、もしそれだとすればですよ。だとすれば、それに向けてもっとその早い段階からこういうものを使い、安くできるよという形での説明とかがなされていたのかなということをおもうんです。その辺はちょっと教えていただきたいと思います。

また、継続事業で5年間というふうに言われています。5年間で間違いないですよ。予算委員会の中で、例えば、もしこの事業が新規事業なので予算に満たないで余ったというか、そういう時には基金として積み上げるのかという質問も出たと思うんです。その時は基金として積み上げることは考えていないということだったんですけども、この新規事業であって、これだけの残額が出るということ自体がやはり計画から見ると、どうなんでしょうということに思うのが率直なところなんですよね。ですから、それも含めて、今、検討すると言っているところに拍車をかけて申しわけないんですけども、やはり私としてはもう少し具体的なところの町民からどのような意見があったり、あともう少し検討するのであれば、どういうことが不足だったのかというあたりを出していただきたいと思います。よろしく願います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えいたします。今年度は特に4月からの問題でありますから、今、熊木議員も言われたように3月でなかなか

周知できなかったというのは事実。なんぼ言っても議会で通らなければだめなんですから。それは当然、町の事業でありますから、新規事業ということは4月以降、こういう計画はあるよというだけのお話で、最終的には4月以降に周知をしたということでもありますから、若干ずれてはいると思います。それで、今、相談の内容というのは、来年度以降もその申請をしたいと言っていますので、それを修正して、今、相談をさせていただいているので、内容的にはちょっとまだ皆さんにお話できる内容ではありませんが、次年度に向けて自分たちがやれる範囲をいろいろ検討していただく、そういう材料になっているかと思っておりますので、私どもはそれを期待しながら、なおかつ、広がらなかったという反省もしながら、次年度に向けては少しずつそうやって底辺が広がっていけばいいのかなというふうに思っております。基金として積むということは考えておりません。町全体の事業としてやっているわけでもありますから、使わなければ使わないでそういう処理はしますけれども、できるだけそういう金額が今、議員に指摘いただいたように今後ともできるだけ少ないようにしたいなと思っておりますので、また、今回、年度末、年度始めありますので、それぞれ町内会に職員も呼ばれたり、行きますので、その時にはまたアピールしていきたいなというふうに思っております。

議 長

以上で熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結します。

昼食のため午後1時15分まで休憩をいたします。

(午前11時51分)

(午後 1時15分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程5 選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにはいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には

緑町6丁目3番4号 伊藤 宣美氏 70歳 無所属

南17線西7番地 宍戸 厚志氏 67歳 無所属

南11線西14番地 久保むつ子氏 64歳 無所属

元町2丁目1番8号 前川 肇氏 62歳 無所属

選挙管理委員補充員には

第1順位 栄町3丁目4番21号 藤田明男氏 69歳 無所属

第2順位 南12線西4番地 渡邊信光氏 59歳 無所属
第3順位 元町4丁目3番10号 段坂幸枝氏 62歳 無所属
第4順位 南9線西2番地 今村信市氏 56歳 無所属

以上を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長が指名いたしましたそれぞれの方を当選人とすることに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。

よって、選挙管理委員には、伊藤 宣美氏、宍戸 厚志氏、久保 むつ子氏、前川 肇氏。選挙管理委員補充員には、第1順位 藤田 明男氏、第2順位 渡邊 信光氏、第3順位 段坂 幸枝氏、第4順位 今村 信市氏、以上が当選されました。

●日程6 議案第56号 功労表彰についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長
議 長
町 長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第56号 功労表彰につきまして提案理由を申し上げます。

佐藤 正一氏は、議会議員として5期20年間にわたり在職され、この間、副議長、総務常任委員長、監査委員を歴任されたほか、南空知消防組合議会議員、南空知葬斎組合議会副議長、道央地区環境衛生組合議会議員などを勤められ、地方自治の発展に多大な功績がございます。

石崎 俊克氏は、固定資産評価審査委員会委員として7期20年間にわたり在職され、この間、委員長として16年間歴任されるなど、地方自治の発展に多大な功績がございます。

三上 英俊氏は、消防団員として45年間勤められ、その間、副団長を3年間歴任されるなど、地方自治の発展に多大な功績がございます。

以上、3名の方々を南幌町表彰条例に基づき表彰いたしたく、表彰審議会に諮問し、答申をいただいたものであります。

功労表彰について御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議 長

お諮りいたします。本案につきましては、この際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第56号 功労表彰については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。

明日11日午前9時30分まで延会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって明日11日午前9時30分まで延会といたします。

御苦労さまでした。

(午後 1時20分)

議長

おはようございます。

昨日より延会となっております平成27年第4回南幌町議会定例会を、ただいまより再開いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の出席議員数は11名でございます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程7 議案第57号から日程9 議案第59号までの3議案につきまして関連がございますので一括提案いたします。

●日程7 議案第57号 南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定について

●日程8 議案第58号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

●日程9 議案第59号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

以上、3議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第57号から議案第59号までの3議案につきまして、提案理由を申し上げます。

まず、議案第57号 南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定につきましては、マイナンバーの利用開始に当たり、役場庁内において個人情報共有するための体制を構築する必要があるため、本案を提案するものです。

次に、議案第58号並びに議案第59号につきましても、マイナンバーの利用手続に当たり、関係条例の一部改正が必要になることから、本案を提案するものです。

議案第57号につきましては総務課長が、議案第58号並びに議案第59号につきましては住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第57号 南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定について御説明いたします。

初めに、本条例制定の経緯につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行により、本年10月5日より国民一人一人に対する個人番号、いわゆるマイナンバーが通知されたところです。

第3回議会定例会においては、マイナンバーの通知に伴い、個人情

報の漏えいや不正利用を防止するため、南幌町個人情報保護条例等の関係条例の一部改正を行ったところです。

今回は、明年1月より、年金、福祉・医療保険や税金関係等でマイナンバーの利用が開始されるに当たり、役場庁内において情報を共有するための体制の構築が必要なことから、番号法の規定により本条例を制定するものでございます。

次ページをごらん願います。新条例でございますので、朗読の上、必要に応じ説明を加えさせていただきます。

南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例。趣旨、第1条、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。番号法の利用範囲に基づき、個人番号事務のみならず、他の事務と連携を図ることを目的とした条例制定の趣旨でございます。

定義、第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。第1号、個人番号、法第2条第5項に規定する個人番号をいう。第2号、特定個人情報、法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。特定個人情報とは、個人番号を含んだ個人情報のことを指しております。第3号、個人番号利用事務実施者、法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。個人番号利用事務を処理する者を指しております。第4号、情報提供ネットワークシステム、法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。このネットワークシステムにより、役場内の情報連携のほかに国や道との情報連携を行うことが可能となります。なお、システムは暗号化により管理運営されることになっており、セキュリティや情報漏洩の懸念を回避するものです。

町の責務、第3条、町は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

個人番号の利用範囲、第4条、法第9条第2項の条例で定める事務は、町の執行機関が次項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって、当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。ここでの、法に基づく利用範囲業務は、国、都道府県、市町村を合わせて120業務で、このうち市町村が関係する業務は地方税、年金、国民健康保険など、最大で26業務でございます。

第2項、町の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第3項、前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

規則への委任、第5条、この条例の施行につき必要な事項は、規則で定める。

附則として、この条例は、平成28年1月1日から施行する。

以上で、議案第57号の説明を終わります。

議 長
住民課長

住民課長。

続きまして、議案第58号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、議案第59号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、関連がありますのであわせて御説明いたします。

このたびの改正につきましては、個人番号の利用開始に当たり、番号法に伴う整備省令が公布されたことに伴い、平成28年1月1日以降の国民健康保険並びに介護保険に関する各種申請において、個人番号を記入する旨が定められましたので、改正するものでございます。

詳細につきましては、別紙、議案第58資料、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、新旧対照表にて御説明いたします。

左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、アンダーラインを付した個所が改正部分でございます。

第29条第2項第1号の申請書記載事項に個人番号を追加するものでございます。

附則として、この条例は、平成28年1月1日から施行する。

続きまして議案第59号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

別紙の議案第59資料、南幌町介護保険条例の一部を改正する条例、新旧対照表をごらん願います。

第8条第2項第1号の申請書記載事項に個人番号を追加するものでございます。

次に第9条、次ページにまいります。前条と同様に申請書記載事項に個人番号を追加するものでございます。

附則として、この条例は、平成28年1月1日から施行する。

以上で議案第58号、議案第59号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第57号 南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定についての質疑を行います。

10番 熊木 恵子議員。

熊木議員

3点伺います。今、このマイナンバーによる詐欺とかいろいろなことが全国で起きているんですけども、本町ではそういうような届けとか何かがあったのかどうか。

それから、配達についても全国、それから道内でも配達漏れとか全

く届かないとかそういうことがたくさん出ているんですけれども、本町の場合は100%配達されているのか。

それから、もう1点は、第3条の所で地域の特性に応じた施策とありますけれども、この施策というのはどういうものを指しているのか。この3点、お答えください。

議 長
住民課長

住民課長。

それでは、ただいまの質問にお答えします。まず1点目の詐欺の関係でございますけども、うちのほうにはそういうような連絡は来ておりません。

続きまして配達の関係でございますけれども、配達の漏れという住民の皆様からの問い合わせはございません。配達の現在の状況ですけれども、前回の全員協議会でも御説明しましたが、役場に返ってきたのが224通でございます、現在は89通の方がまだ取りにきていないという状況でございます。以上です。

議 長
総務課長

総務課長。

第3条の地域の特性に応じた特性ということでございますけども、ここでは町の施策により個人番号を利用する業務が発生した場合を想定して条例を整備しているところでございまして、現在のところにおいてその業務はございません。以上です。

議 長
熊木議員
(再質問)

10番 熊木 恵子議員。

1点、先ほど2番目にお答えいただいた89通取りにきていないということなんですけれども、それはどのような理由というか、どこかに引っ越しされているのかとか、その辺の所までわかりますか。

議 長
住民課長
(再答弁)

住民課長。

理由ですけれども、役場に戻ってくるのは宛先に居ないとか、届けたんですけど留守でしたということで1週間経っても来ないものは全部戻ってきまして、転送ができないことになっております。それで、戻ってきた住所に再度うちのほうから、こういう状況で戻ってきていますよということで全員に案内を送っております、それで届いた方が役場に取りにきているということでございます。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第57号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第58号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第58号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第59号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第59号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第57号 南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第58号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第59号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程10 議案第60号 町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第60号 町税条例等の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法等の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
税務課長

内容の説明を求めます。税務課長。

議案第60号 町税条例等の一部を改正する条例制定について御説明いたします。このたびの町税条例等の一部改正は、先般の地方税法等の一部改正で施行期日が平成28年1月1日以後に施行される改正と、今回の地方税法等の一部改正について行うものでございます。

地方税法等の一部改正における、町税条例の主な改正点でございますが、1点目は、徴収の猶予制度の見直しにより、条例委任された徴収の猶予及び換価の猶予についての規定の創設。2点目は、たばこ税の見直しに伴う特例税率の廃止。3点目は、償却資産等の課税の特例措置に伴う特例率の追加でございます。

それでは、別途配布いたしました議案第60号資料、町税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表にて御説明いたします。

左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例でございます。下線を付した箇所が改正部分でございます。

最初に、第1条、町税条例の一部を改正する条例本則の改正について御説明いたします。

第8条、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法の規定は、納税者または特別徴収義務者が災害・盗難・病気・負傷・事業の廃止または休止及び損失により、町の徴収金（町民税、固定資産税、軽自動車税等）を一時納付または納入することができないとき、町が徴収の猶予または徴収の猶予した期間を延長する場合において、分割納付又は分割納入をする方法を定める規定であります。

2ページにまいります。第9条、徴収猶予の申請手続き等の規定は、納税者または特別徴収義務者が徴収猶予の要件のいずれかに該当する事実がある場合において、徴収猶予または徴収猶予の期間の延長を申請する場合の記載事項及び必要な書類を定める規定でございます。なお、徴収の猶予を受けようとする金額が100万を超え、かつ猶予期間が3月を超える場合は、担保の提供が必要となり、また、申請書及び添付書類に不備があった場合の訂正する期間を20日と定めるものでございます。

4ページにまいります。第11条、職権による換価の猶予の手続き等の規定は、滞納者のその財産を直ちに換価をすることにより、事業の継続、生活の維持を困難にするおそれが認められる場合において、その者が徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときに、換価の猶予または換価の猶予期間を延長する場合における分割納付又は分割納入をする方法及び必要な書類を定める規定でございます。

第12条、申請による換価の猶予の申請手続き等の規定は、滞納者が徴収金を一時納付し、または納入することにより、その事業の継続またはその生活の維持が困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が徴収金の納付または納入について誠実な意思を有すると認められるときに、徴収金の納期限から6月以内にされる申請書の記載事項及び必要な書類を定める規定であります。また、申請書及び添付書類に不備があった場合の訂正する期間を20日と定めるものでございます。

第9条から第12条の猶予の期間は、1年以内。期間の延長の場合は、最大2年以内でございます。

6ページにまいります。第13条、担保を徴する必要がない場合の規定は、徴収の猶予及び換価の猶予並びに申請による換価の猶予する場合は、猶予に係る金額に相当する担保を徴するが、猶予に係る金額が100万円以下の場合、猶予期間が3月以内である場合には、担保を徴取しないことを定めるものです。

第18条、公示送達の規定は、地方税法を法に改める条文の整備でございます。

第23条、町民税の納税義務者等の規定は、法人町民税における恒久的施設の規定が、地方税法に規定されたことによる適用条項等の整備と地方税法施行令を令に改める条文の整備であります。

第33条、所得割に課税標準の規定は、改正所得税法で所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人町民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については所得税法の計算の例によらない

こととする条文の整備であります

第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の規定は、所得税法改正により項を繰り下げる条項の整備でございます。

8ページにまいります。次に制定附則について御説明いたします。

附則第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例の規定は、法人税法の改正により、条項を繰り上げる条文の整備でございます。

附則第16条の2、たばこ税の税率の特例の規定につきましては、たばこ税の見直しにより、特例税率の廃止に伴う規定の削除でございます。特例の紙巻たばこ3級品のエコー、しんせい、わかばなどの6銘柄については、1級品の紙巻たばこ税より税率を低くする特例措置が講じられていましたが、この特例措置を平成28年4月1日から平成31年3月31日まで段階的に引き上げ、平成31年4月1日から1級品のたばこ税率に統一するものでございます。

10ページにまいります。第2条、町税条例等の一部改正する条例について御説明いたします。

第1条は、専決処分で改正となった規定条文が、このたびの行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に関して、関係する条文を削除及び追加する整備であります。

12ページにまいります。次に制定附則では、償却資産等の課税の特例措置に伴う特例率の追加につきましては、条例により償却資産等の課税の特例率を定める規定の整備で、第1項から第3項については公害防止用に係る償却資産、第5項はノンフロン製品に係る償却資産、第6項は新築サービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る家屋を追加するものであり、いずれも特例率は標準税率と同率を規定するものであります。

次に、改正附則では、第1条は、施行期日を規定するものです。第3条は、固定資産税に関する経過措置を規定するものです。

14ページにまいります。次に第1条及び第2条による条例改正に関する改正附則で、第1条は、施行期日を規定するものです。第2条は、徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による徴収猶予に関する経過措置でございます。第3条は、町民税に関する経過措置でございます。第4条は、町たばこ税に関する経過措置でございます。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第60号 町税条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程 1 1 議案第 6 1 号から日程 1 3 議案第 6 3 号までの 3 議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程 1 1 議案第 6 1 号 南幌町スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定について

●日程 1 2 議案第 6 2 号 南幌町営プール設置条例の一部を改正する条例制定について

●日程 1 3 議案第 6 3 号 公の施設の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

以上、3 議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第 6 1 号から議案第 6 3 号までの 3 議案につきましては、新たな町民プールを供用開始するに当たり、関係条例の一部改正が必要になることから本案を提案するものです。詳細につきましては生涯学習課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、議案の説明を申し上げます。初めに、議案第 6 1 号 南幌町スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。本条例は、新たな町民プールをスポーツセンター施設の一部として管理を行うべく、利用料金等について規定する必要があるため改正を行うものであります。

別途配付しております議案第 6 1 号資料の新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前でございます。

第 1 2 条、使用料の規定中、アリーナ及び格技場などの使用料を定めた「別表第 1」の次に、プールの使用料として「、別表第 2」の文言を加えるものであります。

下段、別表第 2 をごらんください。プールの使用料を専用使用については 1 時間ごと、個人使用については 1 回ごととし、それぞれの区分のとおり使用料を設定するものであります。備考として、専用使用の定義、使用料の割増規定等について、アリーナ、格技場と同じ内容として定めるものでございます。

次に、第 1 3 条、使用料の免除の規定中、第 2 号、個人使用における、町内の障がいのある方が使用する場合の免除規定を、プールについても同様の扱いとするため、「(体育館に限る。)」の文言を削除するものであります。

附則として、この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

続きまして、議案第 6 2 号 南幌町営プール設置条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。本条例は、新たな町民プールの建設に伴い、南幌町営水泳プールを廃止するため条例より当該施設を削除するものであります。

別途配付しております議案第 6 2 号資料の新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前でございます。

第2条、名称及び位置の規定中、「南幌町営水泳プール 南幌町元町4丁目1番9号」を削り、「南幌町営夕張太水泳プール」の名称を「南幌町営夕張太プール」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

続きまして、議案第63号 公の施設の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。本条例は、新たな町民プールの建設に伴い、南幌町営プールを廃止するため条例より当該施設を削除するものであります。

別途配付しております議案第63号資料の新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線部分が改正となります。

第1条、設置及び位置の規定中、「第4号 南幌町営プール 元町4丁目1番9号」を削り、「第5号」なんぼろ治水館 南8線西14番地を「第4号」とし、「第6号」なんぼろふきの塔 南9線西14番地を「第5号」とするものであります。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上で、議案第61号、議案第62号、議案第63号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第61号 南幌町スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

10番 熊木 恵子議員。

熊木議員 説明書の中の備考の所で、町民以外の者が使用する場合は10割加算とするとあります。これはほかの所にも規定されているんですけども、今、知名度高揚とかいろんな形で南幌町を売り出そうとしている時に、やっぱり近隣でも新しいプールということで関心が寄せられると思うんですね。それから、スポーツ大会とかいろいろでスポーツセンターとかを使ったりとかする時に、終わった後に、まあ、集団で来ている時に集団で入ることになるかどうかわからないんですけども、そういう時にそれも全て10割加算とするのか。それから、一般の方が来た時にどこで町外とかと、何か名簿に記載するのか、その辺のところをどのようにお考えか伺います。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 ただいまの御質問にお答えします。割増規定につきましては、基本的にどの施設も同じようにということで考えてございます。生涯学習センターにも同様の規定をさせていただいてございますので、その辺との統一を図った中での規定という形で考えてございます。なお、プールの使用につきましては、規則のほうで団体使用等につきましては申込書を提出していただく形になります。そのようなことから町外、町内の団体等の使用については、その辺で把握は可能と思います。なお、個人使用につきましては、あくまでも券売機のほうという形になりますので、その部分につきましてはあくまでも利用者のモラルに委ねるといって判断をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長 10番 熊木 恵子議員。

熊木議員
(再質問)

ただいまの説明、すごくよくわかりました。以前、テニスコートとかいろんな形で町外から来られている方々が10割になったことで、すごく来る方が減ったということがあったと思います。そういうことで、やっぱりせつかく町をアピールするのに、あまり10割加算というところがあるとどうなのかなというふうにちょっと危惧はしました。ただ、以前、町長が質問の中でも、町民のためのプールであって、ほかの方のためにプールをつくったわけではないという答弁もされていますので、そこを今利用される方のモラルというところで受け止めたいと思います。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第61号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第62号 南幌町営プール設置条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第62号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第63号 公の施設の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第63号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第61号 南幌町スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第62号 南幌町営プール設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第63号 公の施設の設置に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程14 議案第64号及び日程15 議案第65号の2議案につ

きまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程14 議案第64号 情報公開審査会委員の委嘱について

●日程15 議案第65号 個人情報保護審査会委員の委嘱について

以上、2議案を一括して議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第64号 情報公開審査会委員の委嘱並びに議案第65号 個人情報保護審査会委員の委嘱につきましては、いずれも任期満了となるため、現委員であります小林 市男氏、中鉢 須美子氏、山崎 博氏につきましては再任、輿水 武氏、佐藤 正幸氏の後任として、新たに多門 義美氏、白倉 将繁氏の2名を委嘱したく本案を提案するものです。いずれの方も民生児童委員、公平委員、農業委員などを歴任されており、適任であると判断しております。委嘱について御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

お諮りいたします。本案につきましては、人事案件でございます。この際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第64号 情報公開審査会委員の委嘱については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第65号 個人情報保護審査会委員の委嘱については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程16 議案第66号から日程19 議案第69号までの4議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程16 議案第66号 平成27年度南幌町一般会計補正予算(第3号)

●日程17 議案第67号 平成27年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)

●日程18 議案第68号 平成27年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

●日程19 議案第69号 平成27年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

以上、4議案を一括して議題といたします。

局 長
議 長
町 長

議 長

町 長

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第66号から議案第69号までの4議案につきまして、提案理由を申し上げます。

まず、議案第66号 平成27年度南幌町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳出では、南空知4町知名度向上推進事業関連経費の追加、高齢者等住宅屋根雪下ろし事業補助金の追加、保育所運営委託料の追加、病院事業会計繰出金の追加、雪寒機械購入費の減額、歳入では、歳出補正の各事業に係る国庫支出金並びに道支出金の追加、ふるさと応援寄附金の追加、臨時財政対策債の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,570万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,517万6,000円とするものです。

次に、議案第67号 平成27年度南幌町病院事業会計補正予算（第2号）につきましては、業務予定量の見直し、一般会計からの繰り入れ及び医師派遣経費の追加が主な理由です。その結果、業務予定量では、年間延患者数中、入院を1万3,908人に、1日平均患者数中、入院を38人に改めるものです。収益的収入では、既定予算に2,461万6,000円を追加し、6億907万円とし、収益的支出では、既定予算に504万1,000円を追加し、6億1,880万6,000円とするものです。資本的収入では、既定予算に60万円を追加し、3,604万円とし、資本的支出では、既定予算に59万4,000円を追加し、4,724万9,000円とするものです。

次に、議案第68号 平成27年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では、管理費委託業務及び江別市起債償還負担金の精査による減額、歳入では、下水道事業負担金及び前年度会計繰越金計上による一般会計からの繰入金の減額、諸収入の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ140万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,794万2,000円とするものです。

次に、議案第69号 平成27年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では、管理費委託業務の精査による減額、歳入では、前年度繰越金計上による一般会計からの繰入金の減額が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ21万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,407万4,000円とするものです。

議案第66号につきましては副町長が、議案第67号につきましては病院事務長が、議案第68号並びに議案第69号につきましては都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

ここで10時30分まで休憩をいたします。

(午前10時20分)

(午前10時30分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程16から19までの内容の説明を求めます。副町長。

副町長

それでは、初めに議案第66号 平成27年度南幌町一般会計補正予算（第3号）の説明を行います。

初めに歳出から説明いたします。13ページをごらんください。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額451万9,000円の追加です。説明欄で一般管理経費ふるさと応援寄附謝礼品で250万円の追加です。ふるさと応援寄附金の状況を別途配布しております議案第66号資料により説明しますのでごらんください。11月30日現在の状況となります。寄附件数4,846件、寄附金額で5,909万2,000円となっており、寄附指定事業並びに謝礼品の内訳などにつきましては表のとおりとなっております。9月の定例会でも寄附金総額で5,500万円を見込み、追加をいたしました。現在の状況さらに今後の見込みを含め寄附金総額で6,000万円を見込み、それぞれの項目で追加するものです。なお、謝礼品につきましては寄附金額の半額を計上しております。

予算書の13ページに戻ります。電算機器管理運営経費で選挙システム改修37万8,000円の追加です。選挙権年齢の18歳引き下げに伴う改修経費の追加です。電算機器管理用備品で164万1,000円の追加です。不具合が生じているパソコン10台を更新するものです。

3目財産管理費、補正額535万円の追加です。公用車管理経費でマイクロバス運転業務32万円の追加です。財産管理経費で教育振興基金積立金3万円の追加です。後ほど歳入で説明します。ふるさと応援基金積立金500万円の追加です。

4目企画振興費、補正額865万1,000円の追加です。地域新エネルギー推進事業で備品購入として24万1,000円の追加です。事業推進のためペレットストーブを2台購入するものです。南空知4町知名度向上推進事業で841万円の追加です。まち・ひと・しごと総合戦略として、南空知4町広域連携で実施する経費をそれぞれ追加するものです。取り組みといたしましては、テレビ番組の制作、航空機機内誌広告の掲載、観光パンフレット、マップの作成を行うものです。次ページにまいります。

7目交通安全対策費、補正額58万8,000円の追加です。交通安全推進員・指導員設置事業で、被服類として来年3月の任期で退任される方の後任として委嘱します6名分の制服を購入するものです。

9目職員給与費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額32万7,000円の追加です。戸籍住民経費で32万7,000円の追加です。個人番号制の実施に伴い住民届出用紙の印刷並びに備品購入としてICカードパンチと顔認証端末を整備するものです。

5項1目統計調査費、補正額はありません。統計調査経費で報償費と次ページ需用費の組み替えを行うものです。

3款民生費1項3目老人福祉費、補正額180万円の追加です。高齢者在宅支援事業で、高齢者等住宅屋根雪下し事業補助金として、限

度額3万円、1世帯2回分の30件分を見込み追加するものです。

4目重度心身障がい者福祉費、補正額300万円の追加です。重度心身障がい者医療費助成経費で医療費の増により追加するものです。

2項1目児童福祉総務費、補正額403万3,000円の追加です。児童福祉総務経費で役務費並びに次ページの扶助費につきましては、支給児童の増によるものです。養育医療費過年度返還金は確定によるものです。

3目保育所費、補正額1,603万円の追加です。保育所運営補助事業として、新制度による公定価格の確定と入所人員の増によるものです。

4款衛生費1項2目予防費、補正額18万円の追加です。感染症予防事業でインフルエンザ予防接種費用の増によるものです。

4目病院費、補正額7,000万円の追加です。病院事業会計繰出金で後ほど特別会計で説明いたします。次ページにまいります。

5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額8万3,000円の追加です。農業振興経費で農業気象情報システム運営費負担金として温度計を修理するものです。強い農業づくり事業補助金返還金は過年度分の返還金です。

3目農地費、補正額66万8,000円の減額です。農業集落排水事業特別会計繰出金で後ほど特別会計で説明いたします。

7款土木費2項2目道路維持費、補正額930万3,000円の減額です。町道除排雪事業で除雪ドーザの入札減によるものです。次ページにまいります。

3項3目公共下水道費、補正額936万2,000円の減額です。下水道事業特別会計繰出金で後ほど特別会計で説明いたします。

4項1目住宅管理費、補正額48万円の追加です。公営住宅管理経費で修繕料を追加するものです。

次に歳入の説明をします。9ページをごらんください。

12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金、補正額417万3,000円の追加です。3節保育所費負担金で入所人員の増によるものです。

14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、補正額673万9,000円の追加です。4節保育所運営費国庫負担金で483万2,000円の追加です。保育所運営費として基本額の2分の1が負担されるものです。8節障がい児施設措置費国庫負担金で190万7,000円の追加です。給付費の2分の1が負担されるものです。

2項1目総務費国庫補助金、補正額18万9,000円の追加です。1節総務管理費国庫補助金で選挙人名簿システム改修経費の2分の1が補助されるものです。

4目土木費国庫補助金、補正額402万円の減額です。1節社会資本整備国庫補助金で除雪ドーザの入札減によるものです。次ページにまいります。

15款道支出金1項1目民生費道負担金、補正額336万9,000円の追加です。5節保育所運営費道負担金で241万6,000円

の追加です。保育所運営費として基本額の4分の1が負担されるものです。10節障がい児施設措置費道負担金で95万3,000円の追加です。給付費の4分の1が負担されるものです。

2項1目総務費道補助金、補正額487万8,000円の追加です。1節総務管理費道補助金で北海道権限移譲事務交付金は確定によるものです。地域づくり総合交付金は南空知4町で実施する市町村連携地域モデル事業の交付金です。

2目民生費道補助金、補正額150万円の追加です。3節重度心身障がい者福祉費道補助金で給付費の2分の1が補助されるものです。

17款寄附金1項1目一般寄附金、補正額10万円の追加です。1節一般寄附金で側瀬 シゲ様より寄附をいただいたものです。

2目教育費寄附金、補正額2万円の追加です。1節教育費寄附金でディスコナイト in 南幌実行委員会様より3万円の寄附をいただいたものです。次ページにまいります。

3目ふるさと応援寄附金、補正額500万円の追加です。1節ふるさと応援寄附金で今後の見込みを含め追加するものです。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額5,699万2,000円の追加です。1節財政調整基金繰入金で財源調整を行うもので、これにより年度末残高は8億7,084万5,000円の見込みとなります。

6目ふるさと応援基金繰入金、補正額180万円の追加です。1節ふるさと応援基金繰入金で歳出で説明しました高齢者等住宅屋根雪下し事業に充当するものです。

20款諸収入5項5目雑入、補正額366万5,000円の追加です。1節雑入で保育所運営費道負担金清算金は平成26年度分の確定によるもの、強い農業づくり事業補助金返還金は歳出で説明しましたが返還金の受益者負担分となります。南空知4町知名度向上推進事業負担金は4町で実施する連携事業のうち本町が担当する事業に係る3町からの負担分となります。次ページにまいります。

21款町債1項3目土木債、補正額470万円の減額です。1節道路整備事業債で除雪ドーザの入札減によるものです。

6目臨時財政対策債、補正額1,600万3,000円の追加です。1節臨時財政対策債で確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ9,570万8,000円を追加し、補正後の総額を54億6,517万6,000円とするものです。

次に第2表、地方債補正の説明を行います。5ページをごらんください。変更です。雪寒機械購入事業で補正前の限度額1,350万円を880万円に、臨時財政対策債で補正前の限度額1億5,948万8,000円を1億7,549万1,000円に変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。以上で議案第66号の説明を終わります。

病院事務長。

議案第67号 平成27年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。4ページをお開き願います。初めに、

議 長
病院事務長

収益的収入及び支出の収入について御説明申し上げます。

1 款病院事業収益 1 項医業収益 1 目入院収益、補正額 4, 538 万 4, 000 円の減額でございます。入院患者数が予定より 2, 928 人減の 1 万 3, 908 人を見込み減額するものでございます。

2 項医業外収益 4 目他会計繰入金、補正額 7, 000 万円の追加でございます。本年度、入院患者数の減少等により資金不足が見込まれることから、一般会計より繰入金として追加するものでございます。

次に、支出について御説明申し上げます。

1 款病院事業費用 1 項医業費用 3 目経費、504 万 1, 000 円の追加、4 節職員被服費 12 万 1, 000 円、職員白衣等の追加でございます。年度途中における新たな契約に伴い、リース料が増加することから追加するものであります。20 節委託料 492 万円、医師派遣委託料の追加でございます。1 月より江別市立病院から新たに医師派遣を受けるための費用を見込み、追加するものであります。

次に、資本的収入及び支出の収入から御説明申し上げます。

1 款資本的収入 3 項企業債 1 目企業債、60 万円の追加でございます。医療機器の更新により医療機器購入事業債を借り入れるものです。詳細は支出で御説明申し上げます。

次に、支出について御説明申し上げます。1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目固定資産購入費、59 万 4, 000 円の追加、1 節器械及び備品購入費 59 万 4, 000 円、ドクター支援システムの追加でございます。1 月からの医師追加派遣を見込み、システム機器の追加整備をするものであります。

1 ページにお戻りください。第 2 条、業務の予定量を年間延患者数で入院を 2, 928 人減の 1 万 3, 908 人に、1 日平均患者数で入院を 8 人減の 38 人に改めるものでございます。

第 3 条に定めた収益的収入及び支出につきまして、病院事業収益を 2, 461 万 6, 000 円追加し 6 億 907 万円に、病院事業費用を 504 万 1, 000 円追加し 6 億 1, 880 万 6, 000 円に改めるものでございます。この結果、病院事業収益が病院事業費用に対し、不足する額は 973 万 6, 000 円となります。

次に、第 4 条、資本的収入及び支出につきまして、資本的収入を 60 万円追加し 3, 604 万円に、資本的支出を 59 万 4, 000 円追加し 4, 724 万 9, 000 円に改めるものでございます。この結果資本的収入が資本的支出に対し不足する額を 1, 120 万 9, 000 円に改めるものでございます。

次に、第 5 条、起債の限度額を 60 万円追加し 1, 290 万円に改めるものでございます。以上で議案第 67 号の説明を終わります。

都市整備課長。

議 長
都市整備課長

続きまして、議案第 68 号 平成 27 年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明を申し上げます。初めに歳出から説明を申し上げます。8 ページをお開き願います。

歳出、1 款 1 項 2 目管理費、補正額 140 万 4, 000 円の減額でございます。管理費 140 万 4, 000 円の減額でございます。13

節委託料では78万5,000円の減額であり、排水処理施設に係ります各種業務の委託費の精査によるものでございます。19節負担金補助及び交付金では、61万9,000円の減額でございます。江別市公共下水道事業の平成12年から19年度分の補助金カットに係ります臨時財政特例債の交付税措置に係ります利率変更に伴い、元金及び利子の負担額の精査によるものでございます。

続きまして、2款1項1目元金、補正額の変更はございません。1款下水道事業費の減額精査に伴いまして、使用料充当を公債費とした財源充当の変更でございます。

以上で歳出の説明を終わりにして、歳入の説明を7ページで行います。

歳入、1款1項1目下水道事業負担金、補正額2万5,000円の減額でございます。2節管理費負担金2万5,000円の減額でございます。歳出、管理費の江別市公共下水道事業起債償還分負担金の精査によりまして、道住宅供給公社の負担金もあわせて精査しようとするものでございます。

3款1項1目一般会計繰入金、補正額936万2,000円の減額でございます。一般会計繰入金936万2,000円の減額でございます。次の款で説明いたします平成26年度の繰越金の確定と、他の収入によりまして起債償還分に充当することができることから相当額を減額しようとするものでございます。

4款1項1目繰越金、補正額707万8,000円の追加でございます。1節繰越金707万8,000円の追加でございます。平成26年度事業会計の繰越額が確定したことによる追加によるものでございます。

5款2項1目雑入、補正額90万5,000円の追加でございます。1節雑入90万5,000円の追加でございます。平成27年3月に平成26年度収入実績に基づきました消費税の中間納付を行っていたところでございますが、南幌町負担事業の江別市管更生事業が当初事業費より増額となったため、控除仕入れ対象額の変更に伴い修正申告により還付を受けたものでございます。

以上で歳入歳出それぞれ140万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれを2億8,794万2,000円とするものでございます。以上で下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第69号 平成27年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。初めに歳出から説明申し上げます。8ページをお開き願います。

歳出、1款1項1目管理費、補正額21万2,000円の減額でございます。管理費総計で21万2,000円の減額でございます。13節委託料では、排水処理施設管理に伴いますそれぞれの委託業務の精査によるものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、歳入の説明を行います。前、7ページをお開き願います。

歳入、3款1項1目一般会計繰入金、補正額66万8,000円の減額でございます。1節一般会計繰入金66万8,000円の減額でございます。歳出、管理費、13節委託料で業務委託料の精査を行ったところですが、次の款の繰越金にて前年度からの繰越金充当によりまして管理費不足分を減額しようとするものでございます。

4款1項1目繰越金、補正額45万6,000円の追加でございます。1節繰越金45万6,000円の追加でございます。前年度からの繰越金充当でございます。

以上で歳出の説明を終わり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ21万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1,407万4,000円とするものでございます。以上で農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の説明を終わります。

議長 それでは、功労表彰、また、昼食のため午後1時15分まで休憩いたします。

(午前10時56分)

(午後 1時15分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

午前で議案第66号から第69号の説明が終わっていますので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第66号 平成27年度南幌町一般会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

3番 原田 弘克議員。

原田議員 一般会計歳出、13ページの一般管理費、18節備品購入費で、先ほど副町長のほうから電算の備品購入費ということで、パソコン10台、不具合が生じたということで御説明がありました。不具合の中身、今回、補正までして緊急に対応しなければならない不具合というのは一体何なのか、1点お伺いをしたいと思います。

議長 総務課長。

原田議員の御質問にお答えをいたします。現在、職員用のパソコンでございますけれども、おおむね5年の更新を目標としております。そのOSでございますけれども、現在、ウィンドウズ7を基本としてございますけれども、消防を中心にまだ古いOS、ウィンドウズビスタというものが10台更新できずに残ってございました。その使用年数は7年から8年使用しているものでございます。今年度、本庁のシステムでございますけれども、グループウェアの更新ということで、サイボウズというものからデスクネッツというものに更新をしましたがけれども、その際、その古い従来の操作性に支障が出てきたということから、今回、その10台を更新させていただくというような予算となっております。以上です。

議長 3番 原田 弘克議員。

原田議員 (再質問) ただいまの説明で納得いたしました。ウイルス感染とか年次更新的なものではなくて、消防であくまでそういうサイボウズからの変更ということで確認いたしましたので、了解をいたしました。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第66号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第67号 平成27年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

4番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員

補正予算全般についてちょっと伺います。諸事情があって補正することはやむを得ないのかなと思うんですけども、その中で事業内容を見ていくと入院患者数の減が年間2,928人とか、まあ、1日8人、平均ですね。このような中で補正をしていくんですけども、この入院患者数の原因を解消する方法とか、そういうものを取り組まれているのかどうか。その辺を聞きたいと思います。

また、先般、8月でしたか、接遇改善の研修をやっています。その後の病院内での状況、良くなってきているのか、悪くなってきているのか、その辺も伺います。

また、予算委員会、決算委員会の際にいろいろと議会からも提案があったようなところがあるんですけども、その辺の病院の形態とか、また、近隣で最近打ち出されている空知の例えば、サ高住の併設であるとか、そういう方向がいろいろ動きが出ている中で、うちの病院としてはそういうことを検討していく用意があるのかどうか。その辺を伺いたいと思います。

議長
病院事務長

病院事務長。

まず、1点目の入院患者数の減少に対しまして、原因の解決に取り組んでいるかということですけども、入院患者数の減少はお年寄り、長期入院されている患者様の死亡によるものが大きなものであります。解決の方法としましては、当院としては地域連携等を利用しまして、近隣病院等に当院のベッドが空いているということで慢性的な患者様等がおられたら紹介していただくような取り組みをしておりますが、ほかの解決策としては特にそれ以外のことはございません。

2点目の接遇研修の件で、その後、良くなっているか悪くなっているかという御質問なんですけれども、少なくとも研修だけが原因ではないと思うんですが、私が見ていても少なくとも外来ですとか患者様のクレームが少なくはなっておりますので、良くなっているものと思っております。私のほうからは2点回答させていただきます。

議長
町長

町長。

志賀浦議員の3点目の御質問にお答えをいたします。病院の形態をどうあるべきかという御意見かなと思います。前回、議員の皆さんと了解をいただいた、今の適用で現状のままやっていると、まだ。それで今、江別市立病院に4月以降の先生のお願いをしているわけがありますから、その言っている先に経営形態の見直しなんて考える、そんなことにはならないというふうに思っています。ただ、国のほうの状況がちょっと変わってきています。それによってその状況も見ながら、今の形態の中で問題なければいいですけども、国の情報がいろいろ

ろ、まあ、いろんな情報が入っているので、どれが正しいかはちょっとまだわかりませんので、そのことが出てきた場合については、また皆さん方とも相談をさせていただきますけれども、現時点では何もそういうふうには、新たな展開をするということには考えておりません。近隣では病院を改築して、老健だとか、サ高住だとかいろいろやっておりますけれども、病院だけの問題ではなく、介護保険からみんなありますので、そんな簡単に、これをする、あれをするということにはならないと。いろいろ調査もしながら、あるいは住民負担の問題もありますので、それらも考えながらやっていかなければなりません。どちらにしても国の動き、今、随分いろんな報道がありますので、それを見きわめながら検討はしていきたいと思いますが、現時点では町立病院でやっていきます。

議 長
志賀浦議員
(再質問)

4 番 志賀浦 学議員。

最初にちょっと聞きそびれたんですけど、補正の7, 000万円、これは単年度だけのもので終わるのか、その辺の見通しもわかったら教えていただきたいと思います。

あと、接遇関係ですけど、接遇もよくなってきているのかなと言われるのであればそれでいいのかなと。私もなかなか病院に行く機会はないので見れないんですけども、そういう状況であれば、それをずっと続けていただいて、また接遇だけにかかわらず研修の機会をふやしながら、質を上げていただければいいのかなというふうに思っています。

また、経営形態の話ですけども、経営形態に関しては前に議会ですったように指定管理みたいな感じの経営形態はやっていかないという方向は示されていますので、そこに関して突っ込んでまだ言うつもりはないんですけども。昨今の報道を見ていると、診療報酬の改定も見込まれていて、1割ぐらいの削減率があるのかなと。内容的にまだ固まっていないからあれですけど、そうすると今よりもっと厳しい収入になってくるのかなと。その中で今、近隣で報道されたばかりですから何もないんですけども、いろんな経営形態があるのかなと。例えば今、江別市立病院から派遣させていただいている総合内科医がいるのであれば、それに合ったような形態も必要なのかなと。3階を丸々埋めることができないのであれば、内容を変えてでも違う方向を探るべきかなと私は思っているんですけども。ただ、そういう中で情報の収集であるとか検討する方向であるとかその辺をやっていかなければ、ずるずるとして何年か後には火だるまの病院になる可能性もあるのかなというふうに考えていますので。その辺、検討というか、その検討をする方向もあるかないかと、それを教えていただければと。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

来年度以降という問題があるかと思いますが、特に過去の医者交代の時期、町立南幌病院で医師が交代した時期の次年度というのは非常に患者数、入院患者、外来を含めて落ち込むのが今までのうちの病院の流れです。ですから、来年も非常に厳しいのではないかという認識はしております。ただ、病院を継続していくためにどうするかとい

うことは常に考えながらやっているわけでありますから、先ほど申し上げたように国の情報もかなり変わってきているし、また、厚生局等々の監査でいろいろ御指摘を受けたりしております。それを改善しながら今やっているわけでありますが、そのことをしながらどうあるべきかというふうに思っていますので、来年以降のことについては、同じ金額ができるだけ縮小になればいいんですが、そういう背景が過去にありますので、それを見きわめながらやっていきたいなと思っております。ただ、病院の形態の問題については、なかなかこれは難しい、今、志賀浦議員、簡単に言いましたけども、病院の形態を変えるにも相当な改築費がかかります。ですから、そのことも含めて、病院でやっているのは、ただ不具合の所を最小限だけで今、修繕はしていきますけれども、目的を変えるということになりますと、相当のものが需要であります。近隣から聞いても病院の中でやる場合は非常に厳しいから、別に将来、建てかえとかいうか、そういう施設を用意していくのがベストではないかと。病院でやるというのは、空いた病室でそういうことをやっていくというのは非常に難しいという、やってみて、実感として相当改修をしなければだめだというお話は当然、私どももいろんなことで聞いたりして、ああ、いいことをやっているなど、うまくいくかなと思って注視しながら見て、状況を聞いておりますけれども、そういう状況で近い将来、ここ数年に別なものを建てていかなければならないという、そういう認識の理事者もおりますので、うちで今そういうことを考えるのであれば、相当の改修費がまたこれにプラスしていかなければなりませんので、なかなかそこまでは今考えておりませんが、そういう施設にするにしても国の制度がまだ変わってくれば別なことになるろうかと思っておりますので、それらも踏まえて検討はしなければなりません、現時点ではまだそこまで行っていないのではないかとこのように認識しております。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第67号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第68号 平成27年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第68号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第69号 平成27年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第69号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本4議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第66号 平成27年度南幌町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第67号 平成27年度南幌町病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第68号 平成27年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第69号 平成27年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程20 議案第70号 平成27年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第70号 平成27年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出では、一般被保険者及び退職被保険者に係る保険給付費の追加、保険事業費等の減額、歳入では、保険給付費増額に伴う国庫支出金、道支出金、基金繰入金等の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,391万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,691万9,000円とするものです。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長 それでは、議案第70号 平成27年度南幌町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたします。9ページをごらんください。

2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費、補正額3,000万円の追加でございます。説明欄でございます。一般被保険者療養給付費で3,000万円の追加。必要額を見込み追加するものでございます。

続きまして、2目退職被保険者等療養給付費、補正額600万円の追加でございます。退職被保険者等療養給付費で600万円の追加。

必要額を見込み追加するものでございます。

続きまして、2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費、補正額1,600万円の追加でございます。説明欄でございます。一般被保険者高額療養費で1,600万円の追加。必要額を見込み追加するものでございます。

2目退職被保険者等高額療養費、補正額300万円の追加でございます。退職被保険者等高額療養費で300万円の追加。必要額を見込み追加するものでございます。次ページに参ります。

続きまして、4款前期高齢者納付金等1項1目前期高齢者納付金、補正額5万1,000円の減額でございます。確定によるものでございます。

続きまして、6款1項1目介護納付金、補正額11万6,000円の減額でございます。確定によるものでございます。

続きまして、8款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費、補正額92万1,000円の減額でございます。説明欄でございます。特定健康診査等事業費で特定健診電話勧奨委託業務の入札減により減額するものでございます。

次に、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

歳入、3款国庫支出金1項1目療養給付費等負担金、補正額1,915万7,000円の追加でございます。1節現年度分で1,915万7,000円の追加、一般被保険者分の医療費の増加に伴い療養給付費等負担金を追加するものでございます。

続きまして、2項1目財政調整交付金、補正額571万8,000円の追加でございます。1節財政調整交付金で571万8,000円の追加。同じく一般被保険者分の医療費の増加に伴い普通調整交付金を追加するものでございます。

続きまして、5款1項1目前期高齢者交付金、補正額6万9,000円の減額でございます。確定によるものでございます。

続きまして、6款道支出金2項1目道調整交付金、補正額571万8,000円の追加でございます。1節道調整交付金で571万8,000円の追加。一般被保険者分の医療費の増加に伴い普通調整交付金を追加するものでございます。次ページに参ります。

9款繰入金2項1目財政調整基金繰入金、補正額2,338万8,000円の追加でございます。1節財政調整基金繰入金、財源調整を行うものでございます。これにより補正後の基金残高の見込み額は2,137万1,710円となる見込みでございます。

以上、歳入歳出それぞれ5,391万2,000円を追加し、補正後の総額を12億8,691万9,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第70号 平成27年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程21 議案第71号 平成27年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第71号 平成27年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳出では、保険給付費並びに地域支援事業費の追加、歳入では、基金繰入金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ73万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,901万4,000円とするものです。詳細につきましては住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第71号 平成27年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたします。8ページをごらんください。

2款保険給付費2項6目介護予防住宅改修費、補正額14万2,000円の追加でございます。備考欄でございます。介護予防住宅改修費で14万2,000円の追加。改修費の増加により追加するものでございます。

続きまして、4款地域支援事業費2項2目任意事業費、補正額59万円の追加でございます。任意事業費で南幌町「食」の自立支援事業59万3,000円の追加。配食サービス事業の利用者の増加に伴い、追加するものでございます。

次に歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

6款繰入金2項基金繰入金1目介護給付費等準備基金繰入金、補正額73万5,000円の追加でございます。財源調整を行うものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ73万5,000円を追加し、補正後の総額を6億5,901万4,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第71号 平成27年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程22 議案第72号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第72号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、高齢者等住宅屋根雪下ろし助成事業の制定に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。税務課長。

税務課長 それでは、議案第72号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する一部を改正する条例制定について御説明いたします。別途配布いたしました議案第72号資料の新旧対照表で御説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例でありまして、下線を付した箇所が改正部分です。改正する内容につきましては、別表の第2条関係で項目の追加でございます。右の旧条例のサービス制限項目27項目に、「高齢者等住宅屋根雪下し助成事業の利用に関すること。」を追加するものでございます。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

議案第72号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程23 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長 （朗読する。）

議 長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現人権擁護委員であります佐

議 長

藤 正幸氏が一身上の都合により退任することになり、後任として段坂 正登士氏を諮問いたしたく、本案を提案するものです。御同意賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり推薦することに異議なしとして答申することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり推薦することに異議なしとして答申することに決定いたしました。

●日程24 発議第21号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

追加日程1 発議第22号及び追加日程2 発議第23号の2議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第22号及び追加日程2 発議第23号の2議案を追加いたします。

●追加日程1 発議第22号 TPP合意内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。9番 石川 康弘議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第22号 TPP合意内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

石川議員
議 長

熊木議員
議長

●追加日程2 発議第23号 介護報酬の再改定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。10番 熊木 恵子議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第23号 介護報酬の再改定を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午後 1時57分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

10 番 _____

2 番 _____